

平成29年 三重県議会定例会 教育警察常任委員会 説明資料

所管事項説明

ページ

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	6

平成29年5月24日

教育委員会

目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	
1	平成 29 年度当初予算【教育委員会関係】	6
2	「みえ県民カビジョン」「三重県教育施策大綱」および「三重県教育ビジョン」	13
3	県立高等学校の活性化	19
4	学校における防災教育・防災対策の推進	21
5	教職員の配置と健康管理	23
6	学習指導要領の改訂について	27
7	高校教育の充実	35
8	学力の向上等	40
9	外国人児童生徒教育の充実	44
10	特別支援教育の推進	46
11	安心して学べる環境づくりの推進	49
12	命を大切にする教育の推進	53
13	人権教育の充実	55
14	子どもの体力向上	57
15	健康教育の推進	59
16	平成 30 年度全国高等学校総合体育大会および平成 32 年度全国中学校体育大会 の開催	62
17	文化財の保存・活用	70
18	教職員の資質向上	72

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：315名）

全国高等学校総合体育大会の開催に向けた体制の強化

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催準備を推進する体制を強化するため、「全国高校総体推進課」を2班（総務企画班、事業推進班）から3班（総務企画班、競技班、式典班）体制に再編するとともに、職員を8名増員し、18名体制としました。

2 地域機関（職員数：51名）

平成28年度から組織体制および職員数に変更はありません。

参考

【学校数】

（平成29年4月1日現在）

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	355 (2)	152 (2)	1 (0)	58 (1)	13 (4)	579 (9)

※（ ）内は分校で外数

平成29年度教育委員会事務局組織表

平成28年度	平成29年度
<p>副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画調整班 — 学校防災・危機管理班 — 教育政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育政策班 — 教育財務課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算決算班 — 事務局経理班 — 修学支援班 — 学校経理・施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校経理・施設班 — 公立学校助成班 — 学校防災推進監 	<p>副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画調整班 — 学校防災・危機管理班 — 教育政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育政策班 — 教育財務課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算決算班 — 事務局経理班 — 修学支援班 — 学校経理・施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校経理・施設班 — 公立学校助成班 — 学校防災推進監

平成28年度	平成29年度
<p>次長(教職員担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — 制度・採用・免許班 — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監) 	<p>次長(教職員担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — 制度・採用・免許班 — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監)
<p>次長(学校教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援教育班 — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導班 — 安全・安心対策班 — 特別支援学校整備推進監 — 子ども安全対策監 	<p>次長(学校教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援教育班 — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導班 — 安全・安心対策班 — 特別支援学校整備推進監 — 子ども安全対策監

平成28年度	平成29年度
<p>次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — 全国高校総体推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務企画班 — 事業推進班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監 	<p>次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — 全国高校総体推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務企画班 — 競技班 — 式典班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監
<p>次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — 研修推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — 教科等研修班 — テーマ研修班 	<p>次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — 研修推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — 教科等研修班 — テーマ研修班

平成28年度	平成29年度
<div data-bbox="188 208 363 241" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域機関</div> <p>北勢教育支援事務所 南勢教育支援事務所 紀州教育支援事務所</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 — 調査研究4課 	<div data-bbox="804 208 979 241" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域機関</div> <p>北勢教育支援事務所 南勢教育支援事務所 紀州教育支援事務所</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 — 調査研究4課

Ⅱ 主要事項

1 平成 29 年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

社会経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中、教育そのもの、また教育を取り巻く課題は多岐にわたり、加えて複雑化・深刻化しています。このような中、三重の子どもたちには、生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力や、他者と支え合いながら、社会を創っていく力を育ていく必要があります。また、いじめや暴力行為、不登校、貧困などの課題に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するため、学校の組織力を高めるとともに、家庭や地域と一体となった取組を一層進めていくことが求められています。

教育委員会では、このような認識のもと、平成 29 年度は、次の 5 項目について重点的に取り組むこととして、予算編成を行った結果、教育委員会関係の当初予算額は、1,595 億 185 万 3 千円となり、平成 28 年度当初予算額と比較して、70 億 4,630 万 1 千円、4.2% の減となっています。

(1) 学力の向上

平成 28 年度全国学力・学習状況調査では、小中学校合わせた 8 教科中 3 教科で全国の平均正答率以上となり、無解答率もこれまでになく大きな改善がみられました。また、児童生徒質問紙の結果からは、子どもたちの自己肯定感が高まってきていることが分かります。

今後も、みえの学力向上県民運動セカンドステージの取組を推進します。学校では年間を通じた全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの 3 点セット等の計画的な活用や教育支援事務所を中心としたオーダーメイドの支援等を通して、授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣の確立等の取組を広げ、家庭の状況により対応が難しい問題については、地域による学習支援等により、地域で支えるという方向性を基本として取り組んでいきます。

(2) グローカル人材の育成

サミットの資産を次世代に継承していくため、子どもたちが自らの考えを伝え、自らのアイデンティティを持ちながら異なる文化・伝統に立脚する人々と協働したり、海外に触れる機会を充実させ、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力や、地域の課題に対し考え行動する意欲・態度を育み、地球規模の視野で物事を考え地域の視点に立って行動し、将来社会で活躍できるグローバルな人材を育成します。

(3) 特別支援教育の推進

三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、県立子ども心身発達医療センターに併設する県立かがやき特別支援学校の開校など特別支援学校の施設整備を行うとともに、

早期からの一貫した支援体制の構築や障がいのある子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めるなど、インクルーシブ教育の理念をふまえながら、これまで以上に医療や福祉等の関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

(4) 子どもの体力向上

就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善、体力向上に向けた学校等の取組を支援することにより、子どもの体力向上を図ります。また、平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けた準備を進めます。

(5) 誰もが安心できる学び場づくりと心の教育の推進

いじめや暴力行為、不登校、貧困などの課題に対応するため、スクールカウンセラーの効果的な活用とともに、スクールソーシャルワーカーを増員し、教育と福祉をつなぐ取組を進めます。また、自他の生命を尊重する教育など道徳の時間を要として学校教育全体で心の教育を推進し、よりよく生きようとする意欲と実践力を高めます。

また、高等学校等での教育費の負担軽減や学校における防災教育・防災対策の充実など、子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進します。

歳出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

款	項	28年度 当初予算 A	29年度 当初予算 B	増減額 B-A	増減率 $(B-A)/A$
教 育 費	教育総務費	25,768,450	22,285,721	▲ 3,482,729	▲ 13.5%
	小学校費	56,967,051	56,690,525	▲ 276,526	▲ 0.5%
	中学校費	32,509,158	31,857,229	▲ 651,929	▲ 2.0%
	高等学校費	34,794,281	34,656,050	▲ 138,231	▲ 0.4%
	特別支援 学校費	15,400,805	13,076,602	▲ 2,324,203	▲ 15.1%
	社会教育費	597,148	407,135	▲ 190,013	▲ 31.8%
	保健体育費	511,261	528,591	17,330	3.4%
合 計	166,548,154	159,501,853	▲ 7,046,301	▲ 4.2%	

2 主な重点項目

(1) 学力の向上

- ① みえの学力向上県民運動推進事業 961千円
みえの学力向上県民運動セカンドステージにおいて、引き続き、推進会議を開催し、取組の検証・改善を進めます。また、学校では、授業改善等の取組を深め、家庭では生活習慣等チェックシートの活用等による生活習慣の確立等の取組を広げ、地域では学習支援等により、地域で支えるという方向性を基本として、県民力を結集し、取組を推進します。
- ② 学力向上支援事業 40,865千円
効果的な少人数指導の実践的研究とその成果の共有を進め、個に応じた指導の充実を図ります。また、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの結果や子どもものつまずきに対応したワークシートの年間を通した計画的な活用など、PDCAサイクルによる早期からの授業改善により、子どもの達成感に結びつけ、学習意欲の向上を図ります。
- ③ 少人数教育推進事業 1,455,365千円
国の制度による小学校1年生の35人学級編制のもと、本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級（下限25人）および中学校1年生での35人学級（下限25人、実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可）を実施するとともに、国の定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級の解消を図ります。
また、小中学校において、ティーム・ティーチングや習熟度別などの少人数授業を実施するための教員を配置し、各学校の実情に応じた学力向上の取組を支援するなど、効果的な少人数指導の実践研究の成果を生かしたきめ細かな教育を推進します。
- ④ 三重県型コミュニティ・スクール構築事業 14,618千円
地域の実情に応じ、住民等が学校運営や教育活動に参画・協働するコミュニティ・スクール等の拡充を図ります。また、地域未来塾を実施する市町を拡充するなど、児童生徒の学習習慣の確立と学力の向上につながる取組を推進します。
- ⑤ 小中学校指導業務運営活動費 3,697千円
本庁と教育支援事務所が連携し、市町教育委員会および小中学校を訪問して、地域の実情に即した学力向上の取組を支援します。
- ⑥ 教職員研修事業 32,893千円
主体的・対話的で深い学びの充実を図る教員の実践的指導力の向上や、英語教育に携わるすべての教員の英語力向上をめざす研修を実施します。また、経験年数や職種に応じた悉皆研修、教職経験の異なる教員の相互研さんによる授業実践研修等を実施し、教員の授業力や専門性の向上を図ります。

(2) グローカル人材の育成

① (一部新) 世界へはばたく高校生育成支援事業

32,381千円

高校生がグローバルな視野に立って自らの考えや意見を伝え、多様な人々と協働する力を育むため、県内外の高校生等が持続可能な社会づくりに向けてディスカッション等を行うみえ未来人育成塾や、英語キャンプ、海外研修等を実施するとともに、留学を促進します。また、科学分野の知識・技能を活用して課題を発見し、解決力を育むため、小中高生が探究的な活動を実践し、その成果を発表するみえ自然科学フォーラムを実施します。

② (新) 明日へつなぐグローバルチャレンジ推進事業

3,824千円

郷土に関する英語による補助教材を作成するとともに、英語キャンプ、イングリッシュデー、ワン・ペーパー・コンテストを開催することにより、語学力やコミュニケーション能力等に加え、郷土三重についての学習を深め、英語で積極的に発信できる力を育みます。

③ みえの担い手育成推進事業

43,761千円

小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実、地域の仕事に対する児童生徒の理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。

④ (一部新) 未来を拓く職業人育成事業

6,488千円

高校生に地域の課題解決や活性化について主体的に参画する意欲や態度を育成するため、県内外の高校生が集い交流する高校生地域創造サミットを開催するとともに、地域活性化に参画する高校生の取組を支援します。また、食関連産業や観光業等と連携した取組を支援します。

⑤ (一部新) 「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業

23,781千円

国際的な感覚と広い視野を持ち、将来、果敢に何事にも挑戦し産業界で活躍できる人材を育成するため、職業学科の生徒を対象に、アジア圏にある県内企業の海外工場や欧米のレストラン等で実習等を行う海外インターンシップを実施します。また、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。

⑥ 専攻科設置に係る事業

・ 専攻科設置準備事業

22,882千円

・ (再掲) 校舎その他建築費 (専攻科設置分)

305,726千円

県立四日市工業高等学校への専攻科設置に必要な学習環境を整備するとともに、産業界のニーズをふまえた教育課程等について検討を進めます。

(3) 特別支援教育の推進

- ① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 18,158 千円
特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすため、パーソナルカルテの活用促進や指導・支援に係る研修会の実施など、支援体制の充実を図ります。
- ② 特別支援学校メディカル・サポート事業 8,857千円
医療的ケアの必要な児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、常勤講師（看護師免許所有）および教員が連携して医療的ケアを実施するとともに、医師等と連携した校内支援体制の充実を図ります。
- ③ 特別支援学校就労推進事業 6,055千円
特別支援学校におけるキャリア教育を推進するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用、教育課程の見直し、外部人材の活用等を図るとともに、企業、関係機関等と連携することで、高等部生徒の進路希望を実現します。
- ④ 特別支援学校施設建築費 1,557,552 千円
県立松阪あゆみ特別支援学校の建設や既存施設の老朽化対策など、教育環境向上のための整備を進めます。
- ⑤ 特別支援学校学習環境等基盤整備事業 164,577千円
県立かがやき特別支援学校（分校）、県立松阪あゆみ特別支援学校の建設に伴う備品等の整備を進めます。

(4) 子どもの体力向上

- ① みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 11,885 千円
就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善、体力向上に向けた学校等の取組を支援することにより、子どもたちの体力向上を図ります。
- ② みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業 6,224 千円
地域のスポーツ指導者を中学校、高等学校に派遣し、運動部活動の取組を充実させるとともに、指導者の指導力向上を図るため、研修会を開催します。
- ③ 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業 93,028 千円
平成 30 年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、三重県実行委員会を中心に、会場地市町、関係機関・団体等と連携して準備を進めるとともに、機運の醸成を図るため、効果的な啓発活動に取り組みます。

(5) 誰もが安心できる学び場づくりと心の教育の推進

① スクールカウンセラー等活用事業

251,065 千円

いじめや暴力行為、不登校、貧困等の課題に対応するため、スクールカウンセラー（SC）を県内全中学校区に配置します。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）を増員し、学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校7校を拠点にSSWが地域の中学校区を巡回し、SCや生徒指導特別指導員とチーム支援を行い、多様な背景による課題の解決に取り組みます。

② いじめ・不登校対策事業

2,003 千円

子どもたちの豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの生き抜く力を育成する魅力ある学校づくりについて調査研究を実施します。また、組織的な指導体制構築のための研修を校種別に実施するとともに、ソーシャルスキルトレーニングや生徒の主体的な活動等により、児童生徒の社会性等を育成します。

③ 道徳教育総合支援事業

5,995 千円

道徳の特別教科化に向けて、学校の教育活動全体で学校・地域の実態に応じた道徳教育を進めるため、引き続き、市町教育委員会等を支援します。また、道徳教育推進委員会での提案等もふまえ、道徳教育の充実につなげます。

④ 高校生等教育費負担軽減事業

4,042,534 千円

就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。

⑤ (一部新) 学校防災推進事業

24,679千円

防災ノートを新入生等に配付するとともに、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。また、大規模災害時に孤立する恐れがある県立学校に備蓄している食料の更新を行います。

⑥ 校舎その他建築費

1,006,312 千円

県立高等学校の施設について、屋内運動場等の天井等落下防止対策、老朽化対策など防災機能の充実、教育環境向上のための整備等を進めます。

2 「みえ県民カビジョン」「三重県教育施策大綱」 および「三重県教育ビジョン」

1 みえ県民カビジョン第二次行動計画

県では、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、県の戦略計画「みえ県民カビジョン」を実行するための中期計画である「第二次行動計画」を平成28年3月に策定しました。同計画には、教育に関する6つの施策が位置づけられています。

2 三重県教育施策大綱

子どもたちを含む県民すべてを対象とした三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容を示した大綱を平成28年3月に知事が策定しました。「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実現、教育への県民力の結集など6つの基本方針を掲げるとともに、家庭教育・幼児教育から社会人教育に至る11の教育施策を掲げていることが大綱の特徴です。

3 三重県教育ビジョン

三重の教育のめざす姿とその実現に向けた主な取組内容および目標を示す中期計画として、10年先を見据えた4年間（平成28年度から平成31年度まで）を計画期間とする「三重県教育ビジョン ～子どもたちの希望と未来のために～」を平成28年3月に策定しました。

教育ビジョンは、三重県教育施策大綱をふまえた計画であるとともに、教育基本法に基づいて策定する三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけています。

教育ビジョンは、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としており、ポイントは以下のとおりです。

- ・子どもたちや教育に対する思いを県民の皆さんと共有する「三重の教育宣言」を基本理念として掲げたこと。
- ・学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設したこと。また、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけたこと。
- ・教育ビジョンを着実に実行していくため、特に注力する8つの重点取組を定めるとともに、30の施策と105の数値目標を掲げたこと。

みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)
29年度

政策	施策	基本事業	県民指標・県の活動指標	主な事業	
防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	学校における防災教育の推進	率先して防災活動に参加する県民の割合	学校防災推進事業	24,679
			家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
	112 防災・減災対策を進め、被災体対策	教育施設の防災対策	「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	校舎その他建築費	1,006,312
			学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数		
人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	人権教育の推進	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	<ul style="list-style-type: none"> 人権感覚あふれる学校づくり事業 703 子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業 2,870 人権教育研究推進事業 4,320 人権教育研修事業 1,114 人権教育広報・研究事業 647 指導資料作成事業 2,675 進学奨励事業 87,130 	
			人権教育カリキュラムを作成している学校の割合		
	213 多文化共生社会づくり	日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業 18,966 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 4,817 	
			日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合		
学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	学力の育成	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	<ul style="list-style-type: none"> みえの学力向上県民運動推進事業 961 学力向上支援事業 40,865 少人数教育推進事業 1,455,365 小中学校指導業務運営活動費 3,697 	
			授業内容を理解している子どもたちの割合		
			グローバル教育の推進		海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心	キャリア教育の推進	地域等の人材を招へいた授業等を行っている学校の割合	自分に、よいところがあると思う子どもたちの割合	<ul style="list-style-type: none"> みえの担い手育成推進事業 43,761 未来を拓く職業人育成事業 6,488 「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業 23,781
				人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心	道徳教育の推進	郷土教育の推進	人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	道徳教育総合支援事業 5,995
				地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることのある子どもたちの割合	「ふるさと三重」郷土教育推進事業 298
読書活動・文化芸術活動の推進				授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 1,032 学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業 562 高校芸術文化祭費 5,336

みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)

政策	施策	基本事業	県民指標・県の活動指標	主な事業	29年度	
学 び の 充 実	223 健やかに生きていくための身体 の育成		全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果			
		体力の向上と運動部活動の活性化	1学校1運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	・みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 ・みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業 ・平成30年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業	11,885 6,224 93,028	
		健康教育の推進	毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合	・学校保健総合支援事業 ・がんの教育総合推進事業	1,907 306	
		食育の推進	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	・学校給食・食育推進事業	2,476	
	224 自立と社会参画をめどとした特別支援教 育の推進		特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率			
		早期からの一貫した支援の推進	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	・早期からの一貫した教育支援体制整備事業 ・特別支援学校メディカル・サポート事業	18,158 8,857	
		特別支援学校のキャリア教育の推進	特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合	・特別支援学校就労推進事業	6,055	
	特別支援学校の整備	「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数	・特別支援学校施設建築費 ・特別支援学校学習環境等基盤整備事業	1,557,552 164,577		
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環 境づくり		学校生活に安心を感じている子どもたちの割合			
		いじめや暴力のない学校づくり	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合 小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数	・スクールカウンセラー等活用事業 ・インターネット社会を生き抜く力の育成事業	251,065 1,864	
		子どもたちの安全・安心の確保	児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合	・学校安全推進事業	3,395	
		不登校児童生徒への支援	小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数	・いじめ・不登校対策事業	2,003	
226 地域に開かれ信頼される学校づくり		コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合				
	開かれた学校づくり	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合 学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	・三重県型コミュニティ・スクール構築事業	14,618		
	学校の特色化・魅力化	地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数	・教育課程等研究支援事業 ・教育改革推進事業 ・専攻科設置準備事業 ・名張青峰高等学校整備費	9,648 6,270 22,882 54,126		
教職員の資質向上	授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	・障がい者チャレンジワーク推進事業 ・教職員研修事業 ・県立学校教職員健康管理対策費 ・教職員メンタルヘルス対策費	5,947 32,893 58,766 2,335			

みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)
29年度

政策	施策	基本事業	県民指標・県の活動指標	主な事業	29年度
学びの充実	228 文化と生涯学習の振興		参加した文化活動、生涯学習に対する満足度		
		文化財の保存・継承・活用	文化財情報アクセス件数	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存管理事業 6,915 地域文化財総合活性化事業 90,000 世界に誇る三重の文化財記録事業 1,284 埋蔵文化財センター管理運営費 7,920 受託発掘調査事業 174,504 	
		社会教育の推進と地域の教育力の向上	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育推進体制整備事業 1,676 鈴鹿青少年センター費 68,329 熊野少年自然の家費 45,006 	
希望がかなう少子化対策の推進	231 める子づくため取り組みの環境を境進		地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合		
		ライフプラン教育の推進	ライフプラン教育を実施している市町の数 県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	<ul style="list-style-type: none"> ライフプラン教育の推進に係る事業【※他施策の事業を再掲】 762 	
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実		保育所の待機児童数		
		子どもの貧困対策の推進	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等進学支援事業 330,669 高校生等教育費負担軽減事業 4,042,534 	
		家庭・幼児教育の充実	家庭教育を支援する市町・団体数 小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育推進事業 814 	

三重県教育施策大綱の概要

1 大綱策定の趣旨

- 地教法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、策定の日から平成31年度末まで

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少、少子高齢社会
- グローバル化
- 情報化
- 雇用環境の変化
- 教育格差と貧困の連鎖
- 子どもたちの安全確保への対応
- 国の教育改革

3 三重の教育における基本方針

- 教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、6つの基本方針により、教育活動を全力で進める。

①「生き抜いていく力」の育成

夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

②「教育安心県」の実現

三重県を、誰もが必要な「学び」を自由に選択できる「教育安心県」にする。

③「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

全世代の全ての人々が能力を高め発揮する社会に向け、学習基盤を充実する。

④教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組む。

⑤「三重ならではの」教育の推進

三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進する。

⑥社会的課題をふまえた教育の充実

時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題に対応した教育の充実を図る。

4 教育施策

- ①「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援
- ②人間形成の基礎を担う幼児教育の充実
- ③夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
- ④人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成
- ⑤健やかに生きていくための身体の育成
- ⑥自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
- ⑦笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
- ⑧地域に開かれ信頼される学校づくり
- ⑨地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実
- ⑩地域の活力を支える産業人材等の育成
- ⑪あらゆる世代の全ての人々が学び挑戦できる社会づくり

5 「教育への県民力の結集」に向けて

- 学校、家庭、地域、企業等、高等教育機関、行政の役割
- 県と市町との役割分担

「三重県教育ビジョン」の概要

別紙

子どもたちの希望と未来のための

30の施策

8つの重点取組

105の数値目標

三重県教育ビジョンのポイント

- ① 子どもたちや教育に対する思いを県民の皆さんと共有する「三重の教育宣言」を基本理念として掲げました。
- ② 学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設しました。また、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけました。
- ③ ビジョンを着実に実行していくため、特に注力する重点取組を定めるとともに、施策および重点取組に105の数値目標を掲げました。

はじめに

◆計画の位置づけ

「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

◆計画の対象範囲

公立学校教育を中心とした施策

◆計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化

人口減少社会・少子高齢社会の進行、グローバル化・情報化の進展、産業構造・雇用環境の変化、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保、国の教育改革 等

2 三重の教育における基本方針（三重県教育施策大綱からの抜粋）

3 三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかかげがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力
- ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力を身につけて欲しいと願っています。

私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

第2章 基本施策

第3章 施策

1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

①学力の育成、②外国人児童生徒教育の推進、③グローバル教育の推進、④キャリア教育の推進、⑤情報教育の推進とICTの活用、⑥幼児教育の推進

2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

①人権教育の推進、②道徳教育の推進、③郷土教育の推進、④環境教育の推進、⑤読書活動・文化芸術活動の推進

3 健やかに生きていくための身体の育成

①体力の向上と運動部活動の活性化、②健康教育の推進、③食育の推進

4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

①特別支援教育の推進、②特別支援学校におけるキャリア教育の推進

5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

①いじめや暴力のない学校づくり、②防災教育・防災対策の推進、③子どもたちの安全・安心の確保、④居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)、⑤高校生の学びの継続(中途退学への対応)、⑥学びのセーフティネットの構築

6 地域に開かれ信頼される学校づくり

①開かれた学校づくり、②学校の特色化・魅力化、③教職員の資質向上とコンプライアンスの推進、④教職員が働きやすい環境づくり、⑤学校施設の充実

7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

①家庭の教育力の向上、②社会教育の推進と地域の教育力の向上、③文化財の保存・継承・活用

特に注力する取組

第4章 重点取組

1 学力の向上

授業力の向上、家庭・地域の教育力の向上、読書活動の推進

2 体力の向上と学校スポーツの推進

体力の向上、運動部活動の活性化、学校スポーツの推進

3 心の教育の推進

幼児教育、人権教育、道徳教育の推進

4 グローバル人材の育成

地球的な視野で考えながら地域で活動できる人材、地域や異文化に対する深い理解を持ちながら地球的な規模で活動できる人材の育成

5 特別支援教育の推進

早期からの一貫した支援、キャリア教育、特別支援学校の整備

6 誰もが安心できる学び場づくり

防災教育・防災対策、いじめ対策、教育の機会均等化

7 地域に開かれ輝く学校づくり

地域とともにある学校づくり、学校の特色化・魅力化

8 教職員の資質向上

授業力の向上、多様な教育課題への対応、組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

第5章 ビジョンの実現に向けて

教育ビジョンの周知活動とともに、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施

3 県立高等学校の活性化

1 これまでの経緯

県立高等学校の活性化については、平成14年度から「県立高等学校再編活性化基本計画」および「実施計画（第1次～第3次）」に基づき取組を進めるとともに、平成24年度からは「県立高等学校活性化計画」に基づいて取り組んできました。

この「県立高等学校活性化計画」の期間が平成28年度で終了することから、新たな活性化計画を平成29年3月に策定いたしました。

2 新たな「県立高等学校活性化計画」の概要

(1) 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

(2) 計画のポイント

- ① これからの社会で必要とされる資質・能力を育む観点を重視し、次期学習指導要領で位置づけられる「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方をふまえた取組を位置づけたこと
- ② 人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校活性化の取組に、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと
- ③ 2学級の高等学校については、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと

(3) 県立高等学校活性化の基本的な考え方

- ① 新しい時代を生き抜いていく力の育成
 - ・ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）への転換、自立する力、共生する力など、これからの時代を生き抜いていく力への育成
 - ・ さまざまな価値観や背景を持つ人々と協力して課題を解決するコミュニケーション能力の育成
 - ・ 地域や文化、産業における三重の持つ特徴を未来に継承する人材の育成
- ② 生命を大切にすることを育み一人ひとりに応じた教育の実現
 - ・ 自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識を育む教育の推進
 - ・ いじめや暴力行為等の未然防止、不登校生徒の支援
 - ・ 学び直しや特別な支援が必要な生徒、経済的に不利な環境にある生徒への支援
- ③ 人口減少社会における高等学校のあり方
 - ・ 学校の魅力向上により生徒や保護者から「選ばれる高等学校」をめざす
 - ・ 学校と地域や産業界が相互に協力して活性化を推進
 - ・ 学校の規模や配置、学校のあり方について学校規模を維持する視点と地

域の担い手育成等の視点の両面から総合的に検討

④ 学校の組織力と教職員の資質の向上

- ・ 学校マネジメントによる学校運営の継続的な改善
- ・ 学びの質や深まりを重視した授業改善や生徒のニーズに応じた的確な指導
- ・ カリキュラム・マネジメントの考え方を重視した学校の組織力向上

(4) 県立高等学校の規模と配置

① 望ましい学校規模

高等学校は社会への接続の面などで社会性の育成が重要となること、学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設、学校行事や部活動の充実のためには一定の規模が必要となることなどから、多くの県で1学年4学級から8学級を適正規模としています。こうした状況をふまえるとともに、本県の地理的な特徴や地域により状況が大きく異なることを考慮して、望ましい学校規模については、引き続き1学年3学級から8学級としています。

② 1学年2学級以下の高等学校

- ・ 学校ごとに、市町関係者、地元産業界、小中学校および高等学校の保護者・教員等で構成する協議会を設置し、学校や地域等の関係者が役割を分担しながら、具体的方策を策定し一体となって実施していくことで活性化に取り組むこととしています。
- ・ 活性化の取組期間は、3年間を原則とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、その活動と成果について毎年度検証を行い、3年経過後に、その後の方向性を検討します。
- ・ 3年間の取組期間が経過した後、2学級規模を維持している学校は、本活性化計画の期間中、引き続き活性化に取り組むこととします。また、1学級規模となった学校については、取組期間3年目を含め2年連続して入学者数が定員の3分の2に満たない場合には、生徒にとって望ましい教育環境を整備する観点から、統廃合や設置形態の変更など、生徒の学びを保障するためのあらゆる可能性について協議します。

活性化計画最終年度の平成33年度に、総括的な検証を行い、その後のあり方を改めて検討することとします。

- ・ 1学年3学級の高等学校は、今後、中学校卒業生数の減少が予測されるなかで、学校の活力を維持していく観点から、上記の2学級の学校と同様の協議会を設置し、活性化の取組を進めます。

3 今後の対応

「県立高等学校活性化計画」に基づき、社会の変化や国の教育改革等の状況に対応して、県立高等学校の活性化に取り組んでまいります。

3学級以下の高等学校においては、新たに設置する学校別協議会を活用しながら、地域関係者と役割を分担して、一体となって活性化に取り組めます。

4 学校における防災教育・防災対策の推進

1 現状と課題

東日本大震災の発生を受け、平成 23 年度に策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」に基づき取組を進めるとともに、平成 28 年度の熊本地震で指摘された避難所運営などの課題への対応も進めています。

児童生徒が災害対応能力を身につけるとともに、安全で安心して学習できる環境を整備するための取組を着実に推進し、学校における防災教育・防災対策を一層充実していく必要があります。

(1) 学校施設の耐震化の現状

学校施設の安全性を確保するため、県立学校は平成 25 年度に公立小中学校は平成 28 年度に校舎等の建物の耐震化を完了しました。吊り天井等の非構造部材の耐震化にも取り組んでいます。吊り天井等落下防止対策が必要な棟数は、県立学校では 80 棟、公立小中学校で 27 棟となっています。(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(2) 主な課題

- ・南海トラフ地震や津波、風水害などの自然災害から児童生徒を守るため、体験型防災学習の実施や教職員の防災に関する知識の向上等による防災教育の充実および地域と連携した取組の推進が必要です。
- ・安全な学校づくりおよび地域の避難所としての機能確保のため、吊り天井等落下防止対策などの非構造部材の耐震対策の早期の実施が必要です。

2 平成 29 年度の主な取組

(1) 「防災ノート」の配付

「防災ノート」を、公立小中学校、県立学校の新入生および小学校の新 4 年生に配付します。また、外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を配付します。

(2) 学校における防災教育の支援

学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同の避難訓練等の取組について、職員を派遣して支援します。

- ・児童生徒の体験型防災学習（防災タウンウォッチング、防災マップ作成等）の支援
- ・保護者、地域住民等と連携した避難訓練や防災学習の支援
- ・防災に関する図上訓練（HUG 等）の支援
- ・防災啓発車（地震体験車）の派遣
- ・校内研修（防災計画の見直し、防災学習指導計画の作成等）の支援等

(3) 学校防災リーダー等教職員研修の実施

みえ防災・減災センター等と連携して、公立小中学校および県立学校の学校防災リーダー等教職員を対象に、防災ノートを活用した防災教育や地域と連携した体験型防災学習等の研修を実施します。

【研修内容(予定)】

- ・学校防災概論(学校防災計画、指導計画、防災ノート等)
- ・学校防災スキルアップ研修(被災地に学ぶ防災教育、実践事例報告等)
- ・体験型防災学習(HUG)の実践演習等

(4) 学校防災ボランティア事業

県内の中学生・高校生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習等を実施します。

(5) 防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の実施

文部科学省の委託事業を活用して、県内の学校における防災教育・防災対策の事業を支援します。

- ・防災に関する科学技術を活用した防災教育、訓練手法等の開発・普及事業
- ・災害ボランティア体験活動の推進・支援事業
- ・学校防災アドバイザーの派遣・活用事業

(6) 学校施設の耐震化の推進

① 県立学校

非構造部材の耐震対策については、平成24年度に行った専門家による点検結果をもとに、引き続き、計画的に実施していきます。

特に屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成29年度は対策が必要な41校80棟のうち、10校17棟の対策工事を実施します。

② 公立小中学校

公立小中学校の非構造部材の耐震対策の促進に向けて、市町等に対し、補助制度の活用に関する情報提供や助言を行うとともに、機会をとらえて耐震対策を要請していきます。

国に対しては、耐震対策に必要な財源の確保や補助率の嵩上げなどの補助制度の拡充を要望していきます。

(7) 学校防災取組状況調査の実施

学校における防災教育・防災対策の取組状況を継続的に把握し、学校防災の取組を一層推進するため、取組状況に係る調査を実施します。

5 教職員の配置と健康管理

1 教職員定数

教職員定数には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）に基づいて算定される標準法定数と、県の個別の課題に対応するために県が独自に措置する県単定数があり、これらを合わせたものが条例定数です。

標準法定数は、児童生徒の増減による学級数の変動や、文部科学大臣が定める加配定数の動向等により増減します。平成29年度は、小学校、中学校および高等学校では標準学級数が減少したため、定数が減少しました。

県単定数は、学校統合にかかる小学校の定数等が増加しました。

この結果、条例定数は特別支援学校では増加しましたが小学校、中学校および高等学校で減少しました。

(単位：人)

校種	定数		平成28年度	平成29年度	増減
小学校	標準法定数		6,926	6,890	▲ 36
	県単定数	少人数教育	40	40	0
		学校統合	7	12	5
		充指導主事	13	13	0
		その他	20	20	0
		計	80	85	5
合計（条例定数）		7,006	6,975	▲ 31	
中学校	標準法定数		3,793	3,747	▲ 46
	県単定数	少人数教育	12	12	0
		学校統合	1	1	0
		充指導主事	10	11	1
		その他	46	46	0
		計	69	70	1
合計（条例定数）		3,862	3,817	▲ 45	
高等学校	標準法定数		3,460	3,408	▲ 52
	県単定数	充指導主事	30	29	▲ 1
		現業職員	55	53	▲ 2
		その他	49	50	1
		計	134	132	▲ 2
合計（条例定数）		3,594	3,540	▲ 54	
特別支援学校	標準法定数		1,166	1,195	29
	県単定数	充指導主事	3	3	0
		現業職員	31	31	0
		その他	20	20	0
		計	54	54	0
合計（条例定数）		1,220	1,249	29	
県計	標準法定数		15,345	15,240	▲ 105
	県単定数		337	341	4
	条例定数		15,682	15,581	▲ 101

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

2 少人数教育

(1) 少人数教育推進事業の歩み

	H15	H16	H17	H18	H19～H22	H23	H24～H29
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)				国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人)	国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級 級解消
中学校	—	—	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施			
小学校 中学校	少人数授業等 を実施するた めの教員配置						

(2) 平成29年度の配置状況

	種類	小学校	中学校	小中計
少人数教育のために 配置している教員数	定数	330	228	558
	非常勤	185	80	265
小学校1・2年生、 中学校1年生の 少人数学級活用分 (上記内数)	定数	105	49	154
	非常勤	0	22.5	22.5
少人数授業や 他学年での学級編制 活用分 (上記内数)	定数	225	179	404
	非常勤	185	57.5	242.5

3 特別支援教育への対応

(1) 通級

内容	県内の各地域の拠点となる学校に通級指導教室を設置し、通級指導を行う教員を配置する。
配置 状況	・ 小学校 …… 国定数:49人、県単臨:12人 ・ 中学校 …… 国定数:4人、県単臨:2人

(2) 特別支援非常勤

内容	特別支援教育コーディネーターの職務の遂行を支援するため、特別支援学級の在籍児童生徒が多い学校や地域の拠点となる学校に対し、非常勤講師を配置する。
配置 状況	・ 非常勤(週9時間) 小学校 : 106人 中学校 : 45人

4 外国人児童生徒教育への対応

内容	日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の拠点となる学校に教員を配置するとともに、巡回相談を行う教員を配置する。
配置 状況	・ 小学校 …… 国定数:35人、県単臨:17人、非常勤(週9時間):49人、巡回相談員(県単臨):3人 ・ 中学校 …… 国定数:15人、県単臨:7人、非常勤(週9時間):19人、巡回相談員(県単臨):9人

5 教職員が働きやすい環境づくり

県教育委員会では、教職員が、子どもたちと向き合う時間が確保され、教育活動に意欲的に取り組めるよう、「教職員が働きやすい環境づくり」に向け、総勤務時間縮減に係る指針の策定、すべての教職員の時間外労働時間と休暇取得日数の把握、勤務時間諸制度の整備、総勤務時間縮減取組の事例集配布、長期休業中に会議を行わない期間の設定、学校現場における事務負担軽減のための調査や会議等の見直し、各学校の安全衛生体制の整備など、さまざまな取組を進めています。

平成29年度は、時間外労働の縮減時間数および休暇取得増加日数の具体的な数値と超長時間労働者の減少を目標と定め、すべての公立学校が統一して総勤務時間縮減に向けて取り組む3項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）を設定して、市町等教育委員会や各学校と一体となって総勤務時間縮減に向けて取り組みます。

【時間外労働時間の現状】

教員1人あたりの月平均時間外労働時間

【月平均時間】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校	21.23	23.03	23.36	24.10	25.27
中学校	37.73	38.32	39.55	40.19	40.68
小中全体	26.77	28.49	29.13	29.84	30.73
県立学校	17.60	17.60	17.61	18.27	18.34

6 教職員の健康管理について

(1) 現状

本県における教職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、平成27年度は0.65%（在職者数15,270人のうち99人）となっており、平成25年度はやや減少したものの、ここ数年間、増加傾向にあります。

三重県および全国の教職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：%）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
三重県	0.56	0.63	0.63	0.54	0.59	0.65
全国	0.59	0.57	0.54	0.55	0.55	0.54

(2) 課題

- ・教職員や管理職が心の健康について正しい認識をもち、早期に気づき対応できるようにするとともに、ストレスチェックの実施や、相談事業の活用促進により、メンタル不調の未然防止に努める必要があります。
- ・円滑な職場復帰や復職後の支援を行うことにより、再発を防止していく必要があります。

(3) 今後の取組

- ・研修については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修を初任者研修および11年次研修で実施するとともに、管理職が所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象に実施します。
- ・相談事業については、教職員や管理職を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職が、メンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。
- ・再発防止の取組については、退職者の復職支援として、「リワーク支援専門員派遣事業」を実施し、職場復帰訓練中から復職後概ね1年間、臨床心理士による復職者への面談および所属長への助言を行うことにより、再発防止を図ります。
- ・職員のストレスへの気づきや職場環境の改善等を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」をすべての県立学校および県教育委員会事務局で実施します。また、小中学校でも、教職員が50人以上のすべての学校とその他一部の学校でストレスチェックを実施していますが、教職員の人数に関わらず、すべての小中学校で実施できるよう、情報提供等を行うことにより、市町教育委員会を支援します。

6 学習指導要領の改訂について

1 概要

(1) 学習指導要領等の改訂スケジュール【資料1】

- ・平成29年3月31日改訂【資料2】
- ・平成29年6月頃 移行措置の内容告示、指導要領解説公表（予定）
- ・平成30年4月 幼稚園教育要領全面実施
- ・平成32年4月 小学校学習指導要領全面実施（30年度から先行実施）
- ・平成33年4月 中学校学習指導要領全面実施（30年度から先行実施）

(2) 改訂のポイント

<基本的な考え方>

・社会に開かれた教育課程

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むことをめざします。

・主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）

学校における質の高い学びを実現し、子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたってアクティブに学び続けることをめざします。

・カリキュラム・マネジメント

学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立をめざします。

<主な改善事項>

言語能力の確実な育成、道徳教育の充実、外国語教育の充実
伝統や文化に関する教育の充実、理数教育の充実、体験活動の充実など

<標準授業時数>

小学校6年間で140時間（3～6年でそれぞれ35時間）増え、計5,785時間、中学校は、3年間で計3,045時間（現行と変わらず）

(3) 課題と対応

新学習指導要領の趣旨をふまえた各学校の教育活動が適切に実施されるよう指導・助言する必要があります。特に、喫緊の課題である道徳教育、小学校における外国語教育の早期化、教科化に対応した授業改善の取組を計画的に実施していく必要があります。このことから新学習指導要領実施説明会を開催します。

○新学習指導要領実施説明会（小中学校）

8月 小中学校それぞれ3回開催

小学校（四日市市・津市・松阪市）、中学校（津市）

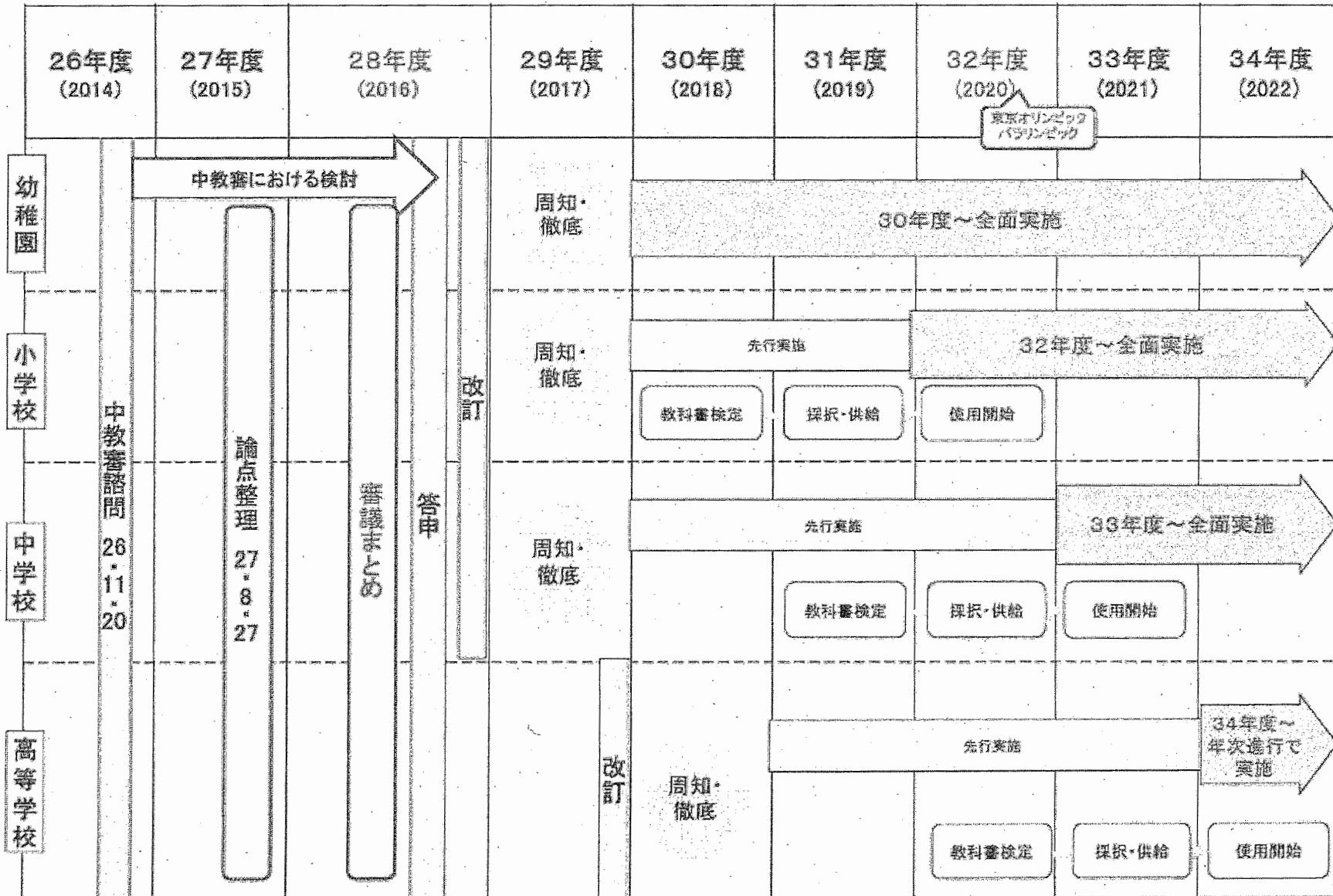
*平成29年度から平成31年度までの3か年実施予定

○新幼稚園教育要領実施説明会

8月 1回開催（津市） *平成29年度のみ実施

今後の学習指導要領改訂スケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）

平成28年8月26日
中央教育審議会
教育課程部会
資料3



文部科学省資料

【資料1】

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるととも(生命領域) に、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など〕

※ 教員が授業準備などを行う時間を確保するために、16年ぶりの義務標準法改正による計画的な教職員定数の改善などの条件整備や運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自身事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴やよさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

2 道徳教育

(1) 道徳教育の推進

道徳教育の質の向上と充実を図るため、道徳教育推進教師を中心とした推進体制づくりや学校関係者評価等の活用による学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

小学校は30年度から、中学校は31年度からの、「特別の教科 道徳」の教科化に向け、研修会等で、情報共有や先進事例の紹介を行うとともに、「私たちの道徳」、「三重県 心のノート」の月複数回使用など、教材の適切な活用を支援します。

(2) 課題

- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や全体計画、年間指導計画の見直し等、学校全体が一体となって道徳教育を進めることが重要です。
- ・教科化に伴い、新たに教科書採択が行われており、指導方法のあり方や評価について新学習指導要領をふまえた対応が求められます。
- ・また、県内において尊い命が失われるという大変痛ましい事案が発生しており、改めて命を大切にす教育や規範意識の醸成が求められています。

(3) 今後の対応

<研修等を通じた授業改善>

- ・国の道徳教育指導者養成研修（中央指導者研修、ブロック別指導者研修）へ、教員や指導主事等を派遣します。
- ・各市町道徳教育担当指導主事等を対象とした三重県道徳教育推進会議、校長研修会等で、道徳の教科化を見据えた教材の活用や効果的な指導方法の工夫改善、評価のあり方等、道徳教育の改善に向けた取組について、引き続き情報交換および協議を行います。
- ・指導主事等の学校訪問等を通じて、道徳教育推進状況調査（平成29年3月実施）の結果等を周知し、課題の改善等を要請します。
- ・命を大切にす教育の充実のため、県立学校と小中学校の教員および市町等教育委員会指導主事等を対象とした、心に響く教育の研修会を開催します。
- ・市町教育委員会と連携し、子どもたちが困難や失敗に直面したとき、それを乗り越えるための自己肯定感を育む効果的な取組を道徳教育推進会議等で情報収集・共有します。

＜優れた取組の研究、開発、普及＞

- ・研究指定校等を指定し、市町教育委員会と連携して先進事例を普及・啓発します。
 - ・研究推進校：星見ヶ丘小（桑名市）、大池中（四日市市）、弘道小（鳥羽市）
 - ・研究推進地域：名張市

＜道徳教育推進のための検討体制＞

- ・有識者等による「三重県道徳教育推進委員会」を引き続き開催し、客観的な視点から改善策の提案等を受けるとともに、本県の道徳教育の推進や取組の充実を図ります。

＜教科書採択＞

- ・小学校用の「特別の教科 道徳」の教科書採択が、法令等に基づき、一層適切かつ公正に行われるよう、教科用図書選定審議会の意見を聴き、市町教育委員会等に指導・助言していきます。

3 外国語教育

(1) 国の動向

- ・新学習指導要領において、次のように示されています。
 - ・小学校中学年では、年間 35 単位時間の外国語活動を、高学年では、年間 70 単位時間の教科を導入（30 年度から段階的先行実施、32 年度全面実施）
 - ・中学校では、対話的な言語活動を重視し、授業は英語で行うことを基本とする
- ・「第 2 期教育振興基本計画」では、中学生の英語力や、英語担当教員の英語力の目標を具体的に成果指標にしています。(以下、平成 29 年度目標値)
 - ・中学校卒業段階での英検 3 級程度以上を達成した中学生の割合 50%
 - ・英検準 1 級程度以上を取得した英語担当教員の割合 50%
- ・平成 31 年度から中学校第 3 学年を対象とした全国学力・学習状況調査において、英語の「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力を測定する英語調査が実施される予定です。

(2) 課題

- ・小学校では英語教育にかかる実施学年の早期化や教科化が行われ、中学校では英語で授業を行うことが基本とされることなどから、新学習指導要領を見据えた指導体制の整備、教員の指導力、および専門性の向上を進める必要があります。

【参考】H28 英語教育実施状況調査結果より※（ ）内は全国平均

生徒

英検 3 級以上を取得している中学生および英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる中学生の割合 (%) 33.5 (36.1)

教員

中学校英語担当教員のうち英検準 1 級以上等取得者の割合 (%) 32.1 (32.0)

(3) 今後の対応

<教員に対する研修>

- ・英語教育推進研修を実施します。
 - 小：学校悉皆（英語教育推進リーダーによる各校中核教員に対する指導力向上研修）
 - 中：教員悉皆（英語教育推進リーダーによる指導力向上研修）
- ・指導力・英語力向上のための研修（小学校英語ブロック別研修、中学校英語地域別強化研修）などを実施します。
- ・CAN-DOリストの活用推進を図るため、中学校におけるCAN-DOリストを活用した授業計画やパフォーマンステストに係る研修を実施します。
- ・小学校英語教科化に向けた小学校教員の中学英語免許取得のための講習を実施します。

<教材の開発・普及>

- ・引き続き、Joy Joy MIEnglishの活用を促進するとともに、新たに国から配付される教材について市町に情報提供し、活用を促進します。
- ・英語にかかるワークシートを充実させるとともに、活用を推進します。
- ・フォニックス・レゴを使った指導事例を紹介するなど、効果的な取組の普及を図ります。

<指導体制の整備>

- ・先行実施に係る情報を提供するため、調査官を招聘した英語教科化・早期化に係る研修（学校悉皆）を開催します。
- ・中学校英語免許保有者等、専科指導や英語教育推進の可能な教員の計画的な配置を行います。

<児童生徒の英語使用環境創出>（明日へつなぐグローバルチャレンジ推進事業）

- ・ふるさとについて英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト（中学生）」や小中学生対象の英語キャンプを開催します。また、29年度、新たに小中学生対象の「『英語で体感！交流！発信！』みえイングリッシュデー」実施します。
- ・小中学生用「ふるさと三重英語教材（仮）」（補助教材）を作成・配付し、ふるさとについて英語で発信する力を育みます。

7 高校教育の充実

1 特色ある高等学校づくりの推進

生徒の興味・関心、進路希望の多様化が進む中、各高等学校では生徒の能力・個性を最大限に伸ばすため、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

(1) 平成 28 年度県内中学校卒業者の高等学校等への進学率 98.8% (速報値)

(2) 平成 29 年度県立高等学校数 59 校 (分校 1 校を含む。)

① 普通・専門・総合学科別

普通科	専門学科	普専併置	総合学科	普総併置
19	14	18	6	2

② 課程別【全日制：56 校、定時制：11 校、通信制 2 校】 (併置あり) (内訳)

全日制のみ	全定併置	定時制のみ	全通併置	定通併置
47	8	2	1	1

(3) 全日制学科別学級数 (平成 29 年度第 1 学年)

学 科	普通	農業	工業	商業	水産	家庭
学級数	172	15	39	26	2	8
学 科	看護	福祉	情報	その他※	総合学科	※その他 ：理数科、英語科等
学級数	1	3	2	17	23	

(4) 単位制を導入している学校数 全日制 17 校 定時制 9 校

(5) 2 学期制を導入している学校数 全日制 11 校 定時制 5 校

(6) 特色ある取組の例

- ① 国事業スーパーサイエンスハイスクール (SSH) を活用した
先進的理数教育の実践 (伊勢高等学校、津高等学校、松阪高等学校)
- ② 国事業スーパーグローバルハイスクール (SGH) を活用した
グローバルリーダー育成に向けた実践 (四日市高等学校)
- ③ 国事業スーパープロフェッショナルハイスクール (SPH) を活用した
食のスペシャリスト育成に向けた実践 (相可高等学校)
- ④ 多文化共生教育と外国人生徒教育の充実 (飯野高等学校)
- ⑤ 学校と地域が連携した地域活性化の取組 (南伊勢高等学校南勢校舎)

(7) 工業高校専攻科の設置

県内で学ぶ生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、産業界と密接な連携のもと、高度な専門教育等を実施することにより、将来、生産現場でリーダーとして地域産業を担う人材を育成する専攻科の整備を進めます。

- ① 設置学校名：三重県立四日市工業高等学校
- ② 設置年月日：平成30年4月1日
- ③ 設置学科：ものづくり創造専攻科
- ④ 募集定員：20人（機械コース、電気コース各10人程度）
- ⑤ 入学者選抜：特別選抜（9月19日）、一般選抜（11月11日）

2 夢や希望をかなえる学力の育成

高校生が、基礎的・基本的な知識および技能や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を身につけられるよう、各高等学校では、指導方法の工夫・改善、生徒の実態に応じた教育課程の編成などに努めています。

(1) 「学びの変革」研究推進事業

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「学びの変革推進プロジェクト」を立ち上げ、各教科等の特質をふまえた教材研究や指導方法等について研究を進めます。また、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入の趣旨をふまえ、学習内容および指導方法等に係る研究・開発を行います。

(2) 世界へはばたく高校生育成支援事業

グローバルな視野に立って自らの考えや意見を伝え、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力・態度や、科学分野の知識・技能を活用して課題を発見し、研究に取り組み、成果等を発表するために必要な思考力・判断力・表現力を培うため、若者のネットワークの構築、留学や海外研修の促進、英語キャンプおよびみえ自然科学フォーラム2017の開催等に取り組みます。

(3) 文部科学省の指定校事業活用校

- ・SSH指定校：伊勢高等学校（平成29年度から平成33年度まで）
津高等学校（平成25年度から平成29年度まで）
松阪高等学校（平成28年度から平成32年度まで）
- ・SGH指定校：四日市高等学校（平成26年度から平成30年度まで）
- ・SPH指定校：相可高等学校（平成29年度から平成31年度まで）
- ・教科等の本質的な学びをふまえたアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善に関する実践研究指定校：
川越高等学校（平成28年度から平成29年度まで）
- ・高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業指定校：

菰野高等学校（平成 29 年度から平成 30 年度まで）

・教育課程研究指定校

（農業）：明野高等学校（平成 28 年度から平成 29 年度まで）

（水産）：水産高等学校（平成 28 年度から平成 29 年度まで）

（福祉）：伊賀白鳳高等学校（平成 28 年度から平成 29 年度まで）

（総合的な学習の時間）：上野高等学校（平成 28 年度から平成 29 年度まで）

3 キャリア教育の推進

（1）みえの担い手の育成

① キャリア教育の推進

（ア）キャリア教育計画の充実・改善の支援

教育活動全体を通じたキャリア教育を推進するために、キャリア教育計画の策定や充実・改善、キャリア教育の視点を取り入れた授業改善等の取組を支援します。

（イ）キャリア教育実践モデル校の支援

キャリア教育の視点を取り入れた教科活動や高校生による小中学校への出前授業、高校内大学ゼミなど他校のモデルとなる取組を行う高等学校を支援し、キャリア教育の充実を図ります。

（ウ）就業体験の充実支援

インターンシップやデュアルシステムをキャリア教育計画に位置付けて実施する高等学校を支援することで組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

（エ）「みえのしごと」魅力発見

県内の経済団体やNPOと連携し、県内に魅力のある職場や仕事があることについて、児童生徒の理解を深める機会を創出します。

（オ）キャリアデザインセミナー

家庭を築き子育てに関する意義を考える機会を設けることにより、将来の家庭生活や家族の大切さについて認識を深める取組を支援します。

② 高校生の就職支援・新規高等学校卒業生の職場定着支援

（ア）新規高等学校卒業生の就職内定状況（3月末現在）

県立高等学校（全・定）卒業生の就職内定状況

高校教育課調べ

	就職希望者数	内定者数	未内定者数	内定率	※全国内定率
28年度	4,182人	4,143人	39人	99.1%	未発表
27年度	4,112人	4,068人	44人	98.9%	97.7%

※全国内定率：文部科学省調べ（私立、国立高校を含む）

【地域別就職内定状況】

	北勢	中勢	松阪	南勢	伊賀	東紀州	合計
28年度	99.3%	99.2%	99.6%	97.9%	99.7%	97.7%	99.1%
27年度	99.2%	98.6%	99.5%	97.8%	99.7%	99.8%	98.9%

求人数の増加および各高等学校における関係機関や外部人材と連携したきめ細かな就職支援等を行った結果、就職内定率は、4年連続で過去最高（平成11年度以降）を更新しました。

(イ) 職場定着サポーター等の県立高等学校への配置

職場定着サポーター等18名を県立高等学校34校に配置し、新規高等学校卒業者の職場定着支援や、職場定着に向けた課題をふまえた生徒のキャリアカウンセリングや進路ガイダンス、求人開拓、面接指導、インターンシップ実施に向けた支援等を行います。

(ウ) 高等学校と地域事業所が連携した職場定着促進のための支援

高卒求人の依頼や就職した卒業生の職場定着支援等のために高等学校の教員が行う事業所訪問を支援します。

(エ) 就職情報交換会・合同就職面接会等の開催

生徒の希望や適性と求人のミスマッチを解消するため、各商工会議所や三重労働局等と連携して開催します。

(オ) キャリア教育推進地域連携会議の開催

学校と企業、経済団体、行政機関等のネットワークを構築し、キャリア教育や地域の人材育成に係る具体的方策等について意見交換等を行います。

(カ) その他の主な取組

求人要請

- ・三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県経営者協会、三重県中小企業団体中央会への要請（7月頃）
- ・12商工会議所への要請（7月から8月頃まで）

経済団体、三重労働局、県雇用経済部等との連携

- ・合同就職相談会、進路相談会等の開催
- ・企業説明会、就職ガイダンス、企業展の活用
- ・求人情報の提供（各種団体からの情報等）
- ・ハローワークのジョブサポーターと連携した個別就職支援（随時）
- ・地域若者サポートステーションと連携した就職支援（随時）
- ・企業と若者を結ぶインターンシップ事業等による就職未内定卒業者への支援（5月から8月頃まで）

(2) 未来を拓く職業人育成事業

高校生に地域の課題解決や活性化について主体的に参画する意欲や態度を育成するため、県内外の高校生が集い交流する高校生地域創造サミットを開催するとともに、地域活性化に参画する高校生の取組を支援します。また、食関連産業や観光業等と連携した取組を支援します。

(3) 「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業

国際的な感覚と広い視野を持ち、将来、何事にも果敢に挑戦し産業界で活躍

できる人材を育成するため、職業学科の生徒を対象に、アジア圏にある県内企業の海外工場や欧米のレストラン等で実習等を行う海外インターンシップを実施します。また、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。

(4) 主権者教育

満 18 歳以上の生徒が選挙権を有し、選挙運動等が認められたことに伴い、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けられるよう、選挙管理委員会等関係機関との連携により、各校の取組の充実を図るとともに、以下のように取り組んでまいります。

- ・主権者教育に係る県内外の効果的な取組事例を収集するとともに、研修の機会を設定する等、教員の指導力向上に資する取組を進めます。また、各学校での主権者教育について、状況把握を行います。
- ・各学校において、生徒による政治的活動等に係る対応等について疑問点等が生じた場合は、選挙管理委員会等とも連携して対応します。

<参考>これまでの経緯

平成 27 年度

- 11 月 4 日 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成 27 年 10 月 29 日付け初等中等教育局長通知)を各県立学校に周知
- 12 月 11 日 政治的教養を育む教育に係る研修会
講師：文部科学省 樋口雅夫教科調査官(公民科)、県選挙管理委員会事務局
対象：県立学校の校長等管理職、公民科教員等約 180 名

平成 28 年度

- 5 月 2 日 第 1 回政治的教養を育む教育に係る研修会
講師：立命館宇治中学・高等学校 杉浦 真理 教諭
(副教材作成協力者)
対象：県立学校の教頭および総合的な学習の時間担当者等
約 100 名
- 5 月 24 日 ・ 県立学校長あて「政治的教養を育む教育の充実と生徒による政治的活動等への対応について(通知)」
・ 県高等学校生徒指導連絡協議会における研修
講師：明治大学文学部 藤井 剛 特任教授
(副教材作成協力者)
対象：県立学校の生徒指導担当者等 約 100 名
- 1 月 27 日 第 2 回政治的教養を育む教育に係る研修会
対象：県立学校の政治的教養を育む教育を中心的に担う教員 約 80 名

8 学力の向上等

I 学力の向上

学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの希望と未来を支える学力を育む「みえの学力向上県民運動セカンドステージ」に基づき、学校での授業改善の取組を深め、家庭での生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立の取組を広げるとともに、地域とともにある学校づくりや家庭での学習が困難である子どもたちへの支援等についての取組を推進します。

1 これまでの成果

※()内の数値は全国との差を示しています。

(1) 「平成28年度全国学力・学習状況調査」の教科に関する結果

- ・小学校では、2教科が全国の平均正答率を上回り、中学校では、1教科が全国の平均正答率と並びました。
- ・無解答率について8教科中6教科で全国との差がこれまでになく改善しました。

(2) 校長のリーダーシップによる組織的・継続的な取組

- ・「学校が何をするか」を明確にしたことにより、校長のリーダーシップによる組織的・継続的な取組に一定の成果が見られました。

*校長が授業を見回った割合：週2回以上（学校質問紙）

小 H26:84.5(-7.1) →H27:95.4(+2.3) →H28:98.2(+4.0)

中 H26:69.2(-10.1) →H27:81.4(0.0) →H28:88.1(+5.5)

*振り返る活動の設定：肯定的な回答（学校質問紙）

小 H26:76.3(-15.3) →H27:89.9(-4.0) →H28:93.0(-1.9)

中 H26:84.5(-4.7) →H27:87.5(-3.4) →H28:96.2(+3.2)

(3) 子どもたちの自尊感情・達成感

- ・教職員や保護者、地域の大人が子どもを褒め、認めていることが子どもたちの自尊感情を高め、達成感や「やる気」を育てることにつながっています。

*先生は、あなたのよいところを認めてくれている：肯定的な回答（児童生徒質問紙）

小 H26:80.1(+0.4) →H28:83.8(+1.2)

中 H26:74.0(-0.1) →H28:79.6(+1.6) ※H27は項目無し

*先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる：肯定的な回答（児童生徒質問紙）

小 H28:87.8(+3.0) 中 H28:77.4(+3.3) ※H28 新規項目

*ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある：肯定的な回答（児童生徒質問紙）

小 H26:94.6(+0.2) →H27:94.5(0.0) →H28:94.9(+0.5)

中 H26:94.6(+0.7) →H27:95.1(+0.9) →H28:95.0(+0.7)

*自分のことが「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた児童生徒の割合

小5 褒められた経験が「よくある」児童 80.7 「ない」児童 49.5

中2 褒められた経験が「よくある」生徒 73.4 「ない」生徒 38.8

（「みえの子ども白書2016」より）

2 課題

(1) 授業改善の取組の質の向上

- ・「めあての提示」「振り返る活動」における教職員と児童生徒の意識の乖離が見られます。

* 目標(めあて・ねらい)の提示：教職員と児童生徒の肯定的な回答の差

小 H26: -15.6 → H27: -14.8 → H28: -9.9 中 H26: -26.2 → H27: -12.1 → H28: -14.5

* 振り返る活動：教職員と児童生徒の肯定的な回答の差

小 H26: -9.2 → H27: -18.5 → H28: -16.1 中 H26: -33.1 → H27: -29.2 → H28: -27.4

(2) 生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立

- ・スマートフォンの使用時間（3時間以上）は、改善しているものの、全国よりも使用時間が長い状況にあります。
- ・家庭での学習時間（1時間以上）や、復習をしている割合が全国を下回っています。
- ・自主的な読書の時間（平日10分以上）が依然として短いです。

* 平日のスマホの通話やメール、インターネットの使用：3時間以上（児童生徒質問紙）

小 H26: 5.6(+0.6) → H27: 6.3(+0.6) → H28: 5.9(+0.1)

中 H26: 24.5(+4.7) → H27: 21.5(+3.3) → H28: 18.6(+2.0)

* 家庭での学習時間：平日1時間以上（児童生徒質問紙）

小 H26: 59.4(-2.6) → H27: 58.4(-4.3) → H28: 60.4(-2.1)

中 H26: 64.4(-3.5) → H27: 66.5(-2.5) → H28: 65.2(-2.7)

* 平日の読書時間：10分以上（児童生徒質問紙）

小 H26: 62.5(-2.2) → H27: 61.1(-3.1) → H28: 62.4(-1.1)

中 H26: 50.7(-2.3) → H27: 48.6(-3.6) → H28: 46.4(-3.3)

(3) 地域による学校や子どもへの積極的な関わり

- ・近所の子どもを褒めたことがある大人の割合が減っています。

* 近所の子どもを褒めたことがある：肯定的な回答 H23: 53.0 → H27: 45.3

（「みえの子ども白書2016」より）

3 今後の対応

(1) 学校における授業改善の取組（質の向上）

① 校長の見回りの質の向上

- ・授業を見るだけでなく、適時適切な指導・支援ができるよう、授業参観の視点や留意点（例：「子どもたちの多様な発言が引き出される発問をしている」、「子どもの反応に適切に対応して授業を進めている」）の共有化を図ります。

② 「授業改善サイクル支援ネット」等を活用した早期からの授業改善

検証ツール

- ・全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの円滑な実施とともに早期からの授業改善につなげられるよう自校採点を実施します。

分析ツール

- ・「授業改善サイクル支援ネット」を活用し全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果（例：自校と県全体の設問別正答率等を比較）を

リアルタイムに把握・分析し、自校の課題を見出します。

- ・各学校は検索機能により即時に課題に対応したワークシートがダウンロードできることによって、早期に授業改善に取り組みます。

授業改善ツール

- ・課題に対応したワークシートおよび「三重の学-Viva!!セット」を活用し早期からの授業改善につなげます。
 - * 中学校国語および語彙に関するワークシートを増量 (H28)
 - * 「三重の学-Viva!!セット」に理科を追加 (H29)

情報ツール

- ・「三重の学-Viva!!通信」を活用し具体的な改善策を見出します。
 - * 学力向上の優良取組事例や取組モデル等を掲載

③ 少人数指導の取組の深化

- ・平成28年度は、実践推進校 (101校) で、学年、教科、指導形態 (習熟度別、ティーム・ティーチング (TT)) を特定し、効果的な少人数指導の取組を研究。その結果から、学習内容に応じた習熟度別、TTの活用が成果につながるが見られました。
- ・平成29年度は、前年度に効果のあった取組を県内に周知するとともに、実践推進校 (105校) にてさらに研究を深めます。

【参考】

みえスタディ・チェックにおける実践推進校と非実践推進校の1回と2回の「伸び」の差
小学校 (81校) : 国語+1.2、算数+0.6 中学校 (20校) : 国語+1.5、数学+2.4

④ 教育支援事務所 (H28～) による市町、学校の実情に即したオーダーメイドの支援

- ・平成28年度は、学校の現状把握とともに、授業改善の取組に対し支援を開始。平成29年度は、上記①～③も活用しながら、各学校の支援計画を策定し、課題に対応した計画的・継続的な支援を実施します。
- ・教育支援事務所の指導主事と担当地域の市町等教育委員会が各教科の指導・改善ポイントを共有し、学校への指導・助言を行います。

⑤ 国の調査官による授業づくりの実践的な研修会の実施

- ・本県の課題である中学校国語の授業公開を伴う研修会を実施します。
- ・小学校英語の早期化・教科化に係る研修会を実施します。

(2) 生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立

① 生活習慣・読書習慣チェックシート集中取組の推進 (年3回)

- ・生活習慣・読書習慣チェックシートの結果を活用した取組 (学校やPTAによる家庭での学習時間や、スマートフォン等の使用時間の改善に向けた取組等) の好事例を提供するなどし、生活習慣等の確立に向けた取組を促進します。

② 家庭・地域との連携

- ・全国学力・学習状況調査における学校質問紙等の分かりやすい公表方法について情報提供するなど、家庭・地域との連携した取組を促進します。

II 地域とともにある学校づくりの促進

1 現状

- ・コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合
H29：72.4%【21市町（前年比+1）】 → H31：86.2%【25市町】〔目標〕
- ・コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合（三重県型を含む）
H29：21.1%【108校（前年比+17）】 → H31：27.0%【138校】〔目標〕
- ・学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合
H29：55.9%【286校（前年比+31）】 → H31：50.8%【260校】〔目標〕

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正

4月1日に施行された改正地教行法では、コミュニティ・スクール導入の努力義務化とあわせて、より取り組みやすい制度へ改善が図られています。

（地教行法改正内容）

- ・教職員の人事に関する学校運営協議会からの意見については、これまで法律上「意見を述べることができる」以外の特段の規定がなく、現場の抵抗感があったところ、今回の改正で教職員の人事のうちどのような事項について意見の対象とするか教育委員会規則で定めるとなり、意見対象の明確化が可能となる
- ・2以上の学校で1つの学校運営協議会を置くことができる など

3 今後の対応

- ・コミュニティ・スクールの努力義務化を受け、早期に国からコミュニティ・スクールの担当者を招へいし、制度の趣旨・内容について説明を行う機会を設定します。
- ・地域ならではの創意・工夫を生かした学校づくりを促進します。また、柔軟な仕組み（中学校区全体や小中一体での取組や、教員の人事に係る意見について取り扱わないなど）も支援します。
- ・コミュニティ・スクール等の導入に向けた検討を行う学校などに、実践に基づく知見を有するサポーターを派遣します。
- ・コミュニティ・スクール未導入市町のうち、小中一貫教育の観点などから導入に関心がある市町を重点的に個別訪問し、改正地教行法の内容をはじめ、各市町の課題に応じたアドバイスや好事例の紹介を行うなど、導入に向けた働きかけを行います。
- ・子どもの貧困対策推進の観点からも、引き続き、家庭の学習が困難であったり学習習慣が身についていなかったりして学習が遅れがちな児童生徒に対する学習支援の取組である「地域未来塾」の取組を推進します。
- ・学校支援地域本部未導入市町のうち、子どもの貧困対策のための学習支援の観点などから地域未来塾の導入に関心がある市町に働きかけを行うとともに、コミュニティ・スクール設置につなげていきます。

9 外国人児童生徒教育の充実

1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。

さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

2 現状

平成 28 年 5 月 1 日時点の県内公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は 2,058 人となり、10 年前と比較すると 2 倍以上になっています。

小中学校における在籍校数は 206 校で、県内公立小中学校の約 39%にあたり、県立学校における在籍校数は 27 校で、県内県立学校の約 38%にあたります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が母語とする言語は、30 言語となっており、多言語化がみられます。

※30 言語のうち、在籍人数の多いポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語の 5 言語で全体の 92.4%を占めています。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移】

(単位：人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	810	998	1,128	1,162	1,094	1,061	1,093	1,214	1,213	1,280	1,275
中学校	232	305	358	376	407	440	426	487	464	490	536
県立学校	76	104	133	127	150	162	190	193	243	225	247
合計	1,118	1,407	1,619	1,665	1,651	1,663	1,709	1,894	1,920	1,995	2,058

※(～H25)9月1日現在, (H26～)5月1日現在

3 具体的な取組

(1) 小中学校における取組

外国人の子どもの受入体制の整備

- ・就学促進員等を活用した就学案内や保護者の相談への対応
- ・来日後間もない子どもたちの初期適応指導教室への支援

日本語指導や学校生活への適応指導の充実

- ・外国人児童生徒巡回相談員の配置 (12名)

日本語指導や学校生活への適応指導への支援

- ・外国人児童生徒教育専門員の配置（1名）
電話およびメール等による相談、学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応等

日本語で学ぶ力の育成

- ・日本語で学ぶ力の育成をめざしたJSLカリキュラムの考え方をもとにした事例の普及・活用を促進

（2）高等学校における取組

- ① 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施
- ② 「高校進学ガイドブック」を作成し、三重県国際交流財団のWebページに掲載
- ③ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業
 - ・外国人生徒教育の拠点となる高等学校に外国人生徒支援専門員2名を配置し、生徒の進路相談や、保護者対象の教育相談等を支援
 - ・JSLカリキュラムに基づく実践研究の成果の普及

（3）特別支援学校における取組

- ① 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業
 - ・外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員を派遣し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施

（4）その他

国において、「政府関係機関移転基本方針」が決定され、（独）教員研修センターが行う「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」が平成29年度から本県において実施されることになり、本県教員の指導力・実践力の向上が期待されます。

10 特別支援教育の推進

1 現状と課題

(1) 早期からの一貫した支援の推進

① 支援体制の整備

発達障がい等特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しており、障がいの特性や教育的ニーズに応じて、「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」で学んでいます。

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちへの適切な指導と必要な支援を行うため、小中学校、高等学校、特別支援学校の間で支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、就学前から卒業まで一貫した支援を行う体制の充実を図る必要があります。

【平成28年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校	合計
特別支援学級 *1	739 学級 (+41 学級)	290 学級 (+1 学級)	1,029 学級 (+42 学級)
	3,003 人 (+309 人)	1,129 人 (+33 人)	4,132 人 (+342 人)
通級指導教室 *2	55 教室 (+1 教室)	6 教室 (±0 教室)	61 教室 (+1 教室)
	731 人 (-11 人)	55 人 (+10 人)	786 人 (-1 人)

*1 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

*2 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室

【平成28年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校在籍児童生徒数	1,595 人 (+43 人)
-----------------	-----------------

平成29年4月にかがやき特別支援学校あすなる分校が開校、学校数は17校(分校4校を含む)

② 教員の専門性の向上

発達障がいのある子どもたちへの指導・支援に係る専門性を向上し、指導者を育成するため、通級による指導担当教員等を対象とした研修講座(10講座)を実施しました。また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小中学校の特別支援学級等に指導・助言を行いました。

引き続き、通級による指導担当教員を対象とした研修を進めるとともに、特別支援学級担当教員を対象とした専門性の向上を図る必要があります。

平成28年度 通級による指導担当教員研修受講者	58 人
-------------------------	------

(2) 特別支援学校のキャリア教育の推進

企業経験豊かなキャリア教育マネージャー(1人)、キャリア教育サポーター(3人)を活用し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓や、企業や関係機関と連携した技能検定(清掃

2回 接客サービス1回 看護・介助業務補助1回)等により、一般企業への就職を希望する生徒の就職につなげました。

引き続き、生徒の進路希望を実現するため、自立と社会参画に向けた計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓を進める必要があります。

【平成29年3月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者(76人)の就職率	100%
------------------------------	------

平成28年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【平成29年3月末現在】

	一般企業	福祉関係*3	進学	その他*4	合計
内定者数	76人	159人	3人	7人	245人

*3 就労継続支援A型事業所(障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所)22人を含む。

*4 医療機関等

(3) 特別支援学校の整備

児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の課題に対応するため、三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校の整備を進めました。

引き続き、学校、関係機関等と連携を図りながら整備を進める必要があります。

① 県立特別支援学校東紀州くろしお学園本校

東紀州くろしお学園本校は、熊野市金山町に新校舎を整備し、平成29年4月から学習を開始しています。

② 県立かがやき特別支援学校(草の実分校・あすなる分校)

県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、病院に併設する学校をかがやき特別支援学校として津市大里窪田町に整備しました。草の実分校・あすなる分校は、平成29年4月に現在地で開校し、病院の開院とともに同年6月に新校舎に移転します。

③ 県立松阪あゆみ特別支援学校

県立特別支援学校玉城わかば学園の児童生徒の増加に対応するため、同校の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に、知的障がいに対応した特別支援学校の整備を進めています。(平成30年4月開校、整備地は松阪市久保町)

2 今後の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

① 支援体制の充実

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を促進します。
- ・ 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて、市町教育委員会と連携して中学校への理解啓発を図ることで、引継ぎを促進するとともに、高等学校において有効に活用されるよう、支援体制の充実を図ります。
- ・ 発達障がい支援員(3人)を高等学校に配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒や教員への指導助言や個別の指導計画の作成支援等を行います。

② 教員の専門性の向上

- ・小中学校の通級による指導担当教員等を対象に発達障がいに係る研修を実施します。
- ・特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。

(2) 特別支援学校のキャリア教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて、育みたい能力や態度に考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を進め、指導方法の工夫や教育内容の充実を図ります。
- ・生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの積極的な活用とともに、企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定を実施します。
- ・外部人材として、事務局にキャリア教育マネージャー1人、特別支援学校にキャリア教育サポーター3人を配置し、職場開拓を行います。
- ・「C o t t i菜」や関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。

(3) 特別支援学校の整備

① 県立特別支援学校東紀州くろしお学園本校

新校舎は、作業室等の特別教室の設置により教育環境が整ったことから、高等部に職業教育を中心とした教育課程を編成し、教育内容の充実を図ります。また、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、小中学校等への教育相談や研修支援を行うなど地域の特別支援教育の充実を図ります。

② 県立かがやき特別支援学校（草の実分校・あすなる分校）

入院中の児童生徒に対応する教育を展開するとともに、前籍校へのスムーズな復帰を支援します。また、県立子ども心身発達医療センターと連携した支援体制を充実させ、各県立特別支援学校のセンター的機能を牽引する役割を担います。

③ 県立松阪あゆみ特別支援学校

松阪あゆみ特別支援学校整備推進委員会において、教育環境の整備や教育内容の検討を行うとともに、児童生徒、保護者をはじめ、地域住民等関係者への丁寧な説明や情報共有を行うなどして、児童生徒が安心して通うことができるよう整備を進めます。

1 1 安心して学べる環境づくりの推進

I いじめ問題等への対応について

1 現状と課題

(1) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26
小学校	102	975	621	536	871	335
中学校	109	630	529	310	504	194
高等学校	33	126	54	61	125	64
特別支援学校	1	7	5	3	10	7
計	245	1,738	1,209	910	1,510	600

文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- ・平成27年度におけるいじめの認知件数は1,510件で前年度を上回り、1,000人あたりの認知件数で見ると全国より低い状況。

（三重県〔公立〕：8.0件、全国〔国公立〕：16.5件）

- ・いじめが年度内に解消した割合（解消率）は全国より高い状況。

（三重県〔公立〕：92.8%、全国〔国公立〕：88.7%）

- ・いじめの定義をふまえ、初期段階のいじめや、けんかやふざけ合い等も含め、積極的ないじめの認知が課題。

（平成28年9月実施の県独自調査では認知件数が増加：2003件）

- ・担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが課題。

参考：いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条第一項）

(2) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26
小学校	87	118	174	268	425	157
中学校	564	543	598	525	379	▲ 146
高等学校	134	120	128	113	97	▲ 16
計	785	781	900	906	901	▲ 5

文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- ・平成 27 年度の暴力行為の発生件数は 901 件で前年度からほぼ横ばいで、1,000 人あたりの件数で見ると全国より高い状況。

(三重県〔公立〕：4.8 件、全国〔国公立〕：4.2 件)

- ・平成 26 年度と比較すると、全国と同様、小学校で増加。

(全国〔国公立〕小学校での発生件数：H26 11,472 件、H27 17,078 件)

- ・特に小学校での暴力行為が増加している背景には、児童生徒の状況や子どもの貧困をはじめとする生活環境など、さまざまな要因が考えられることから、関係機関と連携した早期対応の推進が課題。
- ・事案が発生している学校へ生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等をチームで派遣するなど、重点的かつ継続的な支援の推進が課題。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（校種別）】

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26
小学校	353	391	489	456	443	▲ 13
中学校	1,453	1,356	1,336	1,447	1,478	31
計	1,806	1,747	1,825	1,903	1,921	18

文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- ・平成 27 年度の小中学校の不登校児童生徒数は 1,921 人で前年度を上回り、1,000 人あたりの人数で見ると全国より高い状況。

(三重県〔公立〕：13.1 人、全国〔国公立〕：12.6 人)

- ・平成 26 年度と比較すると、全国と同様、中学校で増加。

(全国〔国公立〕中学校の不登校生徒数：H26 97,033 人、H27 98,408 人)

- ・学年別で見ると、中学校 1 年生で急増する傾向にあることから、小学校低学年段階から早期対応ができる体制を整備するとともに、小学校から中学校への途切れのない専門家による継続的な支援の推進が課題。
- ・未然防止も含め、子どもたちの居場所づくりや絆づくりに係る学校での組織的・計画的な取組の推進が課題。

(4) 児童生徒の安全確保

【県内の不審者情報】

(単位：件)

	H26			H27			H28		
	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校
声かけ	118	63	73	114	47	69	100	35	51
連れ去り	1	0	0	0	1	1	0	1	0
わいせつ	83	102	157	43	53	144	60	49	157
暴行被害	10	6	5	11	5	10	2	7	5
計	212	171	235	168	106	224	162	92	213
年度計	618			498			467		

(三重県教育委員会独自調査)

- ・平成 28 年度における不審者情報の件数は 467 件で、平成 27 年度と比較すると 31 件減少。
- ・平成 28 年度を事案別に見ると小学校で「声かけ」(61.7%)、中学校で「わいせつ」(53.3%)、県立学校で「わいせつ」(73.7%) が一番多い状況。
- ・学校安全ボランティア組織の活動の充実・活性化を図るなど、地域社会で学校安全に取り組む体制の整備の推進が課題。

【園児及び児童生徒の交通事故による死傷者数の状態別発生状況】

(単位：件)

		H26	H27	H28
運 転 中	自 転 車	350 (2)	264 (1)	207 (1)
	自 二	8 (0)	6 (0)	3 (0)
	原 付	15 (0)	8 (0)	10 (0)
	自 動 車	2 (0)	2 (0)	1 (0)
同 乗 中	自 転 車	3 (0)	2 (0)	1 (0)
	自 二	1 (0)	4 (0)	0 (0)
	原 付	0 (0)	1 (0)	3 (0)
	自 動 車	365 (0)	336 (0)	374 (1)
歩 行 中		82 (2)	77 (0)	72 (1)
そ の 他		4 (0)	3 (0)	1 (0)
計		830 (4)	703 (1)	672 (3)

(括弧内の数字は死者で内数)

(三重県警察本部提供資料による)

- ・平成 28 年度における園児および児童生徒の交通事故による死傷者数は、平成 27 年度より 31 件減少しているが、672 件発生しており憂慮される状況。
- ・自転車運転中の事故が、全体の 30.8%を占めており、児童生徒に自転車の正しい乗り方や危険予測・危険回避能力を身につけさせるなど、実践的な交通安全教育の推進が課題。

2 今後の対応

(1) 「いじめや暴力のない学校づくり」に向けて

- ・いじめや暴力行為、不登校等、学校現場における課題の解消をめざし、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるため、全 155 中学校区（義務教育学校 1 校を含む）にスクールカウンセラーを配置し、配置時間等の弾力的な運用を推進します。
- ・配置されているカウンセラーによる教職員へのカウンセリングマインドの向上等に係る研修や相談体制の充実を図り、「命を大切にす教育」を推進します。
- ・学校だけでは解決が難しい問題については、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成し、配置のスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら対応します。また、必要に応じて弁護士等の専門家より助言を得て支援を行います。

- ・スクールソーシャルワーカーを1名増員して10名体制とし、その一部を県立高等学校7校に配置して、近隣の中学校区への巡回を行い、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築します。
- ・「三重県いじめ防止基本方針」をふまえ、いじめの早期発見につながるよう、児童生徒へのアンケート調査（原則無記名を奨励）を学期に1回以上実施するとともに、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に進めます。
- ・文部科学省の調査に加え、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めるため、県独自でいじめに関する一斉調査（9月調査）を実施します。
- ・平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行ったことをふまえ、「三重県いじめ防止基本方針」の見直しを検討します。
- ・「いじめは絶対に許さない」「大人が子どもたちを徹底して守り通す」というメッセージを県として改めて示し、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定を進めます。
- ・スマートフォンを含む携帯電話やインターネットの利用に係る問題に対応するため、「インターネットトラブル対応事例集」を活用し、児童生徒の情報モラルの育成や教職員の指導力向上を図る取組を実施します。
- ・「みえネットスキルアップサポート」や「ネット啓発講座」等の取組を通じて、子どもたちのインターネット社会を生き抜く力を育成するとともに、学校・家庭・地域が協働して、子どもを見守る体制を構築します。

(2) 「居心地の良い集団づくり」に向けて

- ・「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」において、県立高等学校の生徒会役員等を対象に、高校生意見交流会を開催し、子どもの問題解決能力を育成する取組を推進します。また、小中学校3校を推進校に指定し、講師等を派遣して、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を活用した児童生徒の社会性を育成する取組を進めます。
- ・「魅力ある学校づくり調査研究事業」において、新たな不登校を生まないよう居場所づくりや絆づくりの取組を進め、その成果を県内の各学校に発信します。
- ・チームでの学校指導体制の構築と、教職員の指導力の向上を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を活用した校種別の研修会を実施します。
- ・不登校の初期対応や復帰支援については、教職員やスクールカウンセラー等による相談体制を充実するとともに、実践交流会等で「教育支援センター（適応指導教室）スタッフガイド」等を活用した教育支援センター相談員の指導力向上を図る取組を推進します。

(3) 「子どもたちの安全安心の確保」に向けて

- ・児童生徒の安全確保について、要請のあった県立学校および市町に対して通学路安全対策アドバイザー等を派遣し、通学経路の安全点検や安全マップづくり等、児童生徒の安全を確保するための取組を進めます。

1.2 命を大切にすゝ教育の推進

1 趣旨

平成28年度に、県内において生徒が加害側となり、尊い命が失われるという大変痛ましい事案が連続して発生したことを、教育関係者として重く受け止め、二度と子どもたちに関わる痛ましい事案等が起こらないよう、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、すべての教職員が児童生徒理解を深め、組織的に対応することが必要です。

2 平成28年度の取組

- ・平成28年10月から指導主事がすべての県立高校を訪問し、命を大切にすゝ教育の取組状況を調査
- ・平成29年2月には事務局関係課でWGを設置し、痛ましい事案が二度と起こらないよう、関係者からの聴き取り、スクールカウンセラースーパーバイザーの助言、県立学校の取組の分析等をふまえ、今後の対応方策を検討

【命を大切にすゝ教育の今後の方向性】

- ① 自他を大切にし、命を大切にすゝ心を育むためには、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、すべての教職員が組織的に対応することが重要
- ② 進学や進級、進路決定の時期には、環境や心情が大きく変化し、心理的に不安になりがちであることから、一層の配慮が必要
- ③ 県立学校での効果的な事例を参考にした心に響く教育の実施など、今後学校で取り組む事項、県教育委員会が取り組む事項を明確にして、連携して取組を推進

3 平成29年度の取組

平成28年度の検討結果をふまえ、児童生徒理解に基づく命を大切にすゝ教育について、以下の内容で一層取組を推進します。

(1) 学校の取組

① 心に響く教育の実践

- ・平成28年度の県立学校の調査において、心に響く教育として効果的と考えられる以下の取組を参考に、学校の実情に即し創意工夫した実践を進めます。

ア 児童生徒同士の話し合いや協力し合う活動などを通じ、多様な考え方に触れ、互いを認め合い、自己肯定感を高める取組を推進

イ 当事者から体験や思いを聞く機会、命の尊さに触れる体験活動を展開

ウ 各教科やキャリア教育、人権教育など教育活動全体を通じ、教職員が連携して命の大切さを考える教育を系統的に実施

② 教職員のカウンセリングマインドの向上

- ・日常の観察や面談、アンケート調査などで児童生徒の状況把握を行うとともに、サインをしっかりと受けとめ、一人ひとりに寄り添った適切な対応ができるよう、スクールカウンセラー等による校内研修や教育相談担当者研修を実施します。

③ 見守りや支援が必要な児童生徒への組織的・継続的な対応

- ・見守りや支援が必要な児童生徒には、早期から組織で情報を共有するとともに、必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、家庭や関係機関と連携して継続的に対応します。

(2) 県教育委員会の取組

① 学校訪問による指導助言

- ・指導主事がすべての県立学校を訪問し、心に響く教育の取組状況を確認し指導助言したり、命を大切にする教育に係る研修を実施するとともに、好事例を他の学校や市町教育委員会に普及します。

② 教職員への研修

- ・生徒指導担当者、教育相談担当教員、部活指導者の会議など、さまざまな機会をとらえ、カウンセリングマインドやアンガーマネジメントの研修を実施します。

③ 命を大切にする教育フォーラム(仮称)の開催

- ・教職員と保護者等が、子どもの兆しに気づき、自己肯定感を高める取組が進められるよう、専門家の話や学校の実践事例を聞くフォーラムを7月に開催します。

④ 道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」の教科化に向け、発達段階に応じた命の尊さや大切さについての指導が適切に行われるよう、道徳教育推進委員会の意見もふまえ、各市町道徳教育担当指導主事等を対象とした指導方法等の研修を実施します。
- ・「県立高等学校教務担当者会議」における全体会において、道徳に係る教育課程の改善に係る国の動向と、各校における道徳教育の全体計画作成の重要性について確認するとともに、道徳教育に係る部会を設け、道徳教育の改善方策および命の尊さや大切さの指導の推進等について協議します。

1 3 人権教育の充実

1 基本的な考え方と現状

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に基づき、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる子どもの育成をめざして、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組んでいます。また、子どもたちが、人権問題に対する認識を深め、実践行動力を育むための学習活動の充実に努めています。

人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	26年度	27年度	28年度
	65.5%	73.3%	83.0%

人権学習指導資料「みんなのひろば」活用率	小学校	76.5%
人権学習教材「わたし かがやく」活用率	小学校	84.6%
	中学校	72.0%
人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」活用率	県立学校	66.7%

(2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに取り組んでいます。また、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちが安心して学べる環境づくりを、子ども支援ネットワーク等を通じて、学校・家庭・地域（自治会・NPO等）が連携し進めています。

平成 28 年度子ども支援ネットワーク・グ ローイングアップ事業の取組の内容 (全 41 中学校区：重複あり)	学習支援	体験活動	人権学習等
	2 件	15 件	37 件

(3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

2 課題

- (1) 学校での学習の不十分さや地域社会に存在する偏見、差別意識等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。また、性的マイノリティの人権保障等、新たな課題も生起しています。
- (2) 家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の低下が懸念されます。
- (3) 大幅な教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権教育に関する確かな認識や指導力がより一層求められます。

3 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と安心して学べる環境づくりの推進を図ります。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、性的マイノリティ等の新たな人権課題を含む個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (ウ) 人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを普及・定着

(2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会を活性化
- (イ) 学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動を通して、子どもの自尊感情や学習意欲の向上をめざす子ども支援ネットワークの活動を充実

(3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (イ) 指導主事が、学校で開催する研修会等を支援
- (ウ) 実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

(4) 人権教育ガイドラインの改定

三重県人権教育基本方針に基づく個別的な人権問題の現状や課題、具体的な取組内容等を示した指導資料「人権教育ガイドライン」を平成29年度に改定し、県内の公立学校および市町等教育委員会に配付します。

14 子どもの体力向上

1 現状

人間の活動の源になる体力を、子どもの時期からしっかりと身につけていくことは、生涯の健康の保持増進に重要な役割を果たします。

平成28年度に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点が、中学校女子で悉皆調査になって初めて全国平均を上回ったものの、小学校の男女および昨年度全国平均を上回った中学校男子は、わずかに全国平均を下回りました。

小学校男子は平成27年度と比較し0.04ポイント下回ったものの、小学校女子と中学校男女は、調査開始以来、最高値を示しており、このことは、これまでの体力向上に向けた取組が少しずつ成果につながっていると考えられます。

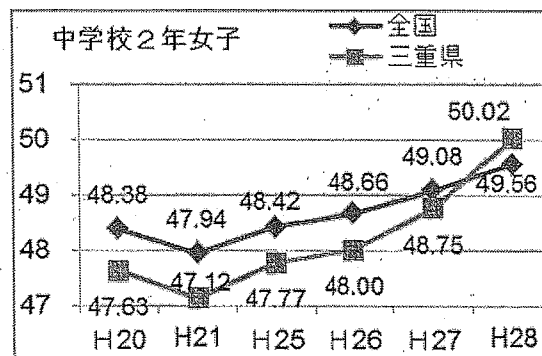
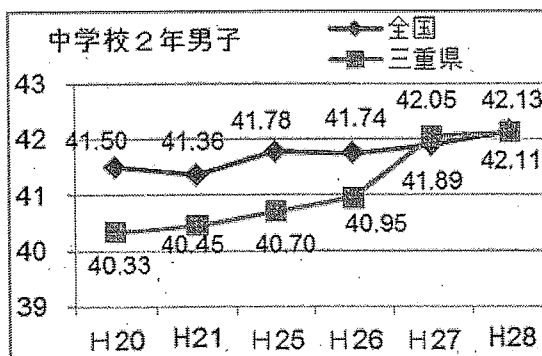
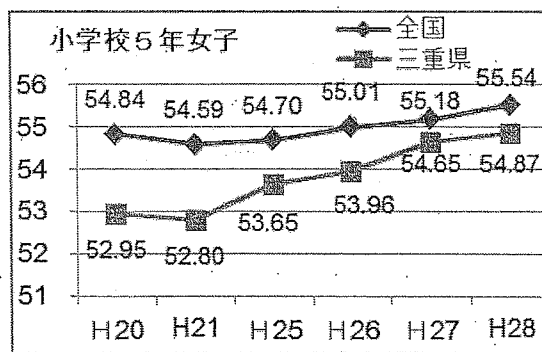
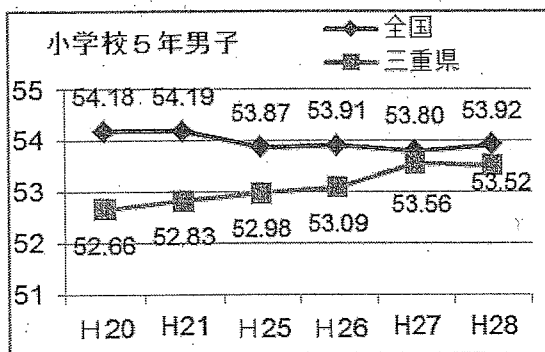
また、これまでの調査結果から、全国平均を下回る種目（不得意種目）が固定化されている傾向があることがわかってきました。

＜平成28年度調査の体力合計点の平均＞

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	53.92	55.54	42.13	49.56
三重県	53.52	54.87	42.11	50.02

＜平成20年度（初回）以降の体力合計点（8種目の総得点）の推移＞

悉皆調査で実施された平成20・21・25～28年度の体力合計点の推移



＜平成22、24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災により調査中止＞

【本県の不得意種目】

(小学校・中学校で男女ともに全国平均を継続して下回っている種目)

小学校(4種目): 上体起こし、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び

中学校(4種目): 握力、上体起こし、持久走、50m走

2 課題

- (1) 各小中学校が全国体力・運動能力、運動習慣等調査(以下「全国体力調査」という。)の結果を分析し、体力向上に向けた目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、取組を進めてきましたが、これまでの取組が十分浸透していない学校へ、周知徹底を図る必要があります。
- (2) 体力テストにおける本県の種目別の特徴として、過去3年間連続して全国平均を下回る種目が固定化している現状があり、それらを不得意種目として克服することを重点課題と位置づけました。今後、教員対象の研修会にて、各校の計画に基づいた実践を通じ、課題解決に向けた取組を進める必要があります。
- (3) 子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるような体育の授業をめざして授業の工夫や改善を進め、さらに、子どもたちが運動する機会を増やす取組が必要です。
- (4) 中学生の体力向上のため運動部活動は重要な取組ですが、生徒の健全な発達や教員の負担軽減の観点から、各学校で適正な運用を行う必要があります。

3 今後の取組

- (1) 各学校が体力テストを毎年継続して実施し、体力向上のPDCAサイクルを確立できるよう、引き続き県教育委員会に配置した元気アップコーディネーターによる学校訪問を実施します。また、市町教育委員会と連携し、1学期の取組評価および2学期以降の取組改善につなげる教員対象の研修会を開催し、不得意種目の克服に向け、練習方法やポイントの解説を行います。
年度末には、平成29年度「全国体力調査」の結果をふまえ、これまでの取組を評価し、改善につなげる協議会を開催します。
- (2) 子どもたちが運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、魅力ある授業づくりに向けた教員の研修等を充実させます。また、幼稚園・保育所等において、子どもたちの体を動かす遊びが充実するよう、市町や関係機関と連携し、取組を進めます。
- (3) 専門性を有する指導者の確保や競技力の向上、顧問の負担軽減を図るため、地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。また、部活動指導員の配置に向けて、関係課および校長会と連携を図り、規則等の整備に取り組みます。
- (4) 運動部活動の適切な運営に向け、国の新たなガイドライン策定の動向を注視しつつ、市町教育委員会や関係団体と協議する場を持ちながら、本県独自の「運動部活動指導のガイドライン(仮称)」の策定に取り組みます。

1 5 健康教育の推進

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、性の問題行動や薬物乱用等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を持つ子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の各点について、取組を進めます。

(1) 歯と口の健康づくり

平成 28 年度の本県の 12 歳児一人平均 DMF 指数は 0.98 本で、全国平均の 0.84 本より高くなっています。(DMF 指数とはむし歯経験歯数のこと。未処置歯、処置歯、むし歯による喪失歯の合計)

県教育委員会では、国の事業を活用し、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による地域検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣します。

さらに、むし歯予防の効果的な手法の一つであるフッ化物洗口の小学校での実施拡大に向け、県健康福祉部および市町教育委員会、県歯科医師会等と連携を図りながら取り組みます。

(2) 性に関する指導

10 代の人工妊娠中絶率 (15~19 歳女子人口 1,000 人当たりの人数) は、件数・率とも近年減少傾向にあり、本県では平成 27 年が 4.9 と全国 5.5 より低くなっています。

望まない妊娠に起因する児童虐待の未然防止や、思春期の性感染症や人工妊娠中絶を予防するため、児童生徒には発達段階に応じた知識理解や、社会生活を営むうえで適切な行動がとれる実践力を身につけさせていくことが重要です。

そこで、県教育委員会では、国の事業を活用し、県立学校に専門医等を派遣して、性に関する指導を行います。

(3) がんに関する教育

子どもたちが、がんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、国の事業を活用して、がんの教育総合推進事業を実施します。

本年度は、医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に「がん教育」についての意義や指導内容・方法等についての研修会を実施します。

(4) 薬物乱用防止教育

警察等の関係機関と連携を図りながら小・中・高等学校において「薬物乱用防止教室」を開催する等、児童生徒に対する啓発・指導に努めるとともに、教職員等を対象にした指導者養成講習会を開催します。

(5) 若年層（高校生）の献血

平成 28 年の本県の 10 代の献血率（15～19 歳の人口に対する実献血者の割合）は 1.8%と、前年の 1.3%から上昇しましたが、全国平均の 4.2%（前年 4.3%）を下回っています。

このことから、高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、県健康福祉部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進等について、引き続き働きかけていきます。

(6) 平成 29 年度全国学校保健・安全研究大会

学校保健・安全の充実発展に資することを目的に、次のとおり開催されることから、関係機関と連携を図りながら、開催に向けた準備を進めていきます。

○平成 29 年度全国学校保健・安全研究大会

- ・主 催 文部科学省、三重県教育委員会、津市教育委員会、
(公財)日本学校保健会、(一財)三重県学校保健会
- ・期 日 平成 29 年 11 月 16 日（木）17 日（金）
- ・会 場 県総合文化センター（全体会および課題別研究協議会）
- ・参加者 学校保健・安全に関わる教職員等関係者 約 1,400 名

2 食育・学校給食の推進

安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止等を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、国のガイドラインや県の手引等に基づき、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

また、学校給食への地場産物の活用を促進するとともに、学校教育活動全体を通じた食育のより一層の推進および充実を図る必要があります。

これらの状況をふまえ、県教育委員会では以下のとおり取組を進めます。

(1) 学校給食の衛生管理の徹底

① 学校給食の安全と充実に向けた講習会の開催

学校給食における衛生管理の徹底、食物アレルギー事故および異物混入の防止を図るため、対象者別に講習会を開催します。

② 学校給食施設状況調査

県および市町教育委員会指導主事、有識者等を指導者として学校給食施設（単独・共同調理場）へ派遣、調査し、衛生管理の徹底や異物混入防止等の対策を進めます。

③衛生管理に係る周知

「学校給食による食中毒」「学校給食における異物混入にかかる未然防止と発生時の対応」について、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による周知徹底を図ります。

(2) 食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、教職員を対象とした講習会を開催します。また、市町教育委員会と連携し、県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を活用した取組を進めます。

(3) 学校給食における地場産物の活用推進

①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページやメールで紹介し、周知を図ります。

②その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、県農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

【学校給食において地場産物を使用する割合】（文部科学省公表、食材数ベース）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
三重県	30.3%	28.2%	27.8%	31.2%	36.7%
全国	25.7%	25.1%	25.8%	26.9%	26.9%

(4) 学校における食育の推進

①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着化に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」への参加について、市町教育委員会と連携して取り組みます。

○「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」

・目的（ねらい）

子どもたちが地場産物を使用した朝食メニューを考え、調理することで自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、食の大切さや地場産物とその生産者について理解を深める。

・応募対象（目標応募数：3,500件）

小学校 5、6年生、特別支援学校小学部 5、6年生

中学校 1～3年生、特別支援学校中学部 1～3年生

・募集期間 平成 29 年 6 月 12 日から 9 月 1 日

②教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした講習会を開催し、先進地の実践発表等をおして、より一層の食育の推進を図ります。

16 平成30年度全国高等学校総合体育大会及び 平成32年度全国中学校体育大会

1 平成30年度全国高等学校総合体育大会について

(1) 開催目的

- ・ 高校生の技能向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、開催に携わる高校生が相互に親睦を深め、心身ともに健全な青少年の育成および豊かな人間性を持ち地域の未来を担う人材の育成
- ・ 来県者30万人に向けた三重の魅力発信とおもてなし

(2) これまでの取組

三重県実行委員会のもとに設置した6つの専門部会（広報、競技、式典、宿泊・衛生、輸送・警備、高校生活動）を中心に、大会の成功に向けて準備を進めています。【別紙1 組織体制図】

具体的には、総合開会式や競技種目別大会などの具体的内容の検討を行うとともに、平成28年度には大会公式ホームページを開設し、各種広報媒体を活用した県内外へのPR活動を進めてきました。

また、県内の高校生が主体となり大会に向けた企画・準備・運営に創意工夫を行いながら取り組む「高校生活動」では、県内3地区に設置した地区推進委員会でのPR活動や県内68校に設置した学校推進委員会にて各学校独自の啓発活動を行うなど、大会に向けた気運の醸成を進めています。

(3) 今後の主な取組

① 競技種目別大会【別紙2 大会日程及び会場】

(ア) 各会場地市町の実行委員会の設立

競技種目別大会の準備（運営体制整備、競技会場、練習会場及び競技用具の準備、仮施設等整備、運輸・交通計画、防災・危機管理対策、大会運用マニュアルの作成など）を進めるため、会場地市町がそれぞれ実行委員会を設立

平成29年4月：鈴鹿市(19日)、伊賀市(22日)

5月：四日市市(1日)、伊勢市(8日)、津市(10日)

6月：亀山市(1日)、菰野町(未定)

(イ) 競技担当教員の派遣

開催準備業務に中心となって従事する競技担当教員を指定し、会場地市町と協力しながら競技種目別大会の円滑な準備及び運営を図ります。

(ウ) 役員・補助員等の養成

大会における競技の公正と円滑な大会運営を図るため、競技役員、審判員、競技補助員等を養成します。

(エ) 大会運営費

競技種目別大会の運営経費について、会場地市町及び高体連競技専門部との協議・調整、試算を行います。

② 総合開会式

日 時：平成30年8月1日（水）10:00～12:00

会 場：県営サンアリーナ

参加者：選手、監督、役員、招待者、観覧者及び演技者含め5,000人

内 容：選手団入場行進のあと、挨拶、祝辞、選手宣誓などの式典を行い、その後、翌日からの大会に向けて選手団の活力となるように、三重県の高校生が一体となって力強い歓迎演技を行います。

平成29年度は、歓迎演技・式典演奏の練習を行うとともに、以下の取組を行います。

(ア) 式典放送

高校生による式典アナウンサーを編成し、総合開会式の司会・進行を行うための準備をします。

(イ) 草花装飾

総合開会式会場での立体装飾等や各競技会場でのプランターによる草花装飾を実施するため、県内の農業高校等において試験栽培を実施します。

③ 高校生活動

(ア) 広報活動

学校推進委員会（県高体連加盟の県立・私立の高等学校68校）を中心に各校独自のPR活動、環境美化活動等を実施（H28:延べ38回実施）します。

(イ) 300日前イベント

下記日程・会場にて高校生による啓発イベントを実施予定。先催県からの「花の種」伝達式、カウントダウンボード除幕式等を行います。

- ・10月1日（日） イオンモール東員
- ・10月8日（日） イオンタウン伊勢ララパーク
- ・11月4日（土） イオンモール鈴鹿（式典、花の種伝達式を実施）

(ウ) 記念品

県内競技種目の選手・監督約 18,000 人に高校生による手作り記念品を配付します。高校生活動県推進委員会で決定した『伊賀くみひものミサंगा』について、色・デザイン、応援台紙などの検討を進めます。

(エ) 制作物等

- ・投擲運搬車（桑名工業、四日市中央工業）

- ・カウントダウンボード

JR 津駅（津工業）

近鉄名古屋駅（松阪工業）

近鉄四日市駅（四日市工業）

近鉄宇治山田駅（伊勢工業）

県庁（尾鷲）

- ・総合案内所ブース（四日市工業、津工業、伊勢工業、伊賀白鳳）

- ・大型立体草花装飾（四日市農芸、久居農林、伊賀白鳳）

- ・フラワーアレンジメント（明野）

- ・プランター（四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳、愛農）

その他、高校生による大会当日の会場での物販やおもてなし活動を検討していきます。

④おもてなし

三重県における予想宿泊延べ人数

約 140,000 人（観客等（保護者等）を除く。）

(ア) 宿泊施設

全国高体連の委託業者と連携し、選手の移動時間を考慮に入れて各競技会場地に近い市町から確保を進め、不足分について周辺市町へ広げていきます。（一泊二食が原則）

また、全国から高校生アスリートを迎えるため、おもてなしの向上、スポーツ選手特有の受入体制の整備への働きかけを行います。（研修会・説明会（歓迎ムードの演出、食事、体重計・洗濯機等の重要性の説明など）の実施など）

(イ) 交通機関（タクシー含む）

利用増大が見込まれることから、交通事業者への大会情報の提供による協力体制の構築および大会関係者、観客等の公共交通機関等の利用促進方策を検討していきます。

(ウ) 昼食弁当

選手・監督・大会役員、補助員等に提供する弁当への県産食材使用について、弁当調達業者との協議・検討をしていきます。(今後、各県の弁当調整施設を決定予定)

(エ) 地元企業等の協力

- ・会場売店等における物産販売に関し、会場地市町との連携による出店協力依頼。
- ・三重県産食材の振る舞い（伊勢茶PRなど）の検討。
- ・高校生と地元企業のコラボ商品等の検討。

(オ) 情報発信

- ・平成 29 年 4 月に開設した大会ホームページについて、会場地（市町）の観光や特産品（物）、飲食店等の情報を載せる「観光・おもてなし」のページを充実していきます。また、県の観光サイトへも誘導を行うとともに、来県する監督、役員、観客の多くが見る大会ホームページの中の大会日程、会場地・競技施設案内等のページに、「観光・おもてなし」のバナーを添付し、当該ページへ誘導します。
- ・上記、ホームページの開設に合わせて、フェイスブックを活用した情報の提供を引き続き充実していきます。



平成30年度全国高等学校総合体育大会開催準備 組織体制

別紙1

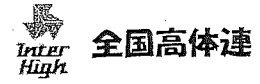
◎ 実行委員会 (平成28年1月設立)

- 会長 知事
 副会長 県議会議長、副知事、危機管理統括監、教育長
 委員 県議会教育警察常任委員会委員長、県議会スポーツ振興議員連盟会長
 市長会会長、町村会会長、会場地市町長、市町教育長会会長
 県体育協会会長、開催競技種目競技団体会長、県高体連会長 他

大会の総合企画
 総合開会式の企画

実行委員会事務局 (県教育委員会事務局全国高校総体推進課)

- 事務局長 (課長)
 事務局次長 (課長補佐)
 事務局員 (課員)



東海四県準備委員会

- 委員 各県主管課課長、担当
 各県高体連会長、理事長

(東海四県連絡協議会)

- 委員 各県主管課担当
 各県高体連理事長

○ 広報専門部会

- 会長 高体連役員
 副会長 教育総務課長
 委員 県内放送局、新聞社
 県関係部局担当課
 県観光連盟

ホームページ
 ・記録センター、
 プレスセンター
 設置箇所決定
 ・三重の魅力発信
 広報資料作成

○ 宿泊・衛生専門部会

- 会長 高体連役員
 副会長 (一社)三重県食品衛生協会
 委員 健康福祉部食品安全課担当
 県関係部局担当課
 県旅館ホテル生活衛生同業組合
 (公社)三重県医師会
 (一社)三重県病院協会
 (公社)三重県看護協会
 JTB

・宿泊、衛生及び医療の
 全体計画の作成

○ 輸送・警備専門部会

- 会長 高体連役員
 副会長 県警本部交通企画課担当
 委員 県警本部警備第二課担当
 県関係部局担当課担当
 東海旅客鉄道(株)三重支店
 近畿日本鉄道(株)
 (公社)三重県バス協会
 (社)三重県旅客自動車協会

輸送交通、警備、防災の
 全体計画の作成

会場地市町

- 津市 四日市市
 伊勢市 鈴鹿市
 亀山市 熊野市
 伊賀市 菟野町

○ 競技専門部会

- 会長 高体連役員
 副会長 高体連理事長
 委員 高体連関係専門部委員長
 私学協会役員
 学校経理施設課担当
 国体準備課担当
 スポーツ推進課担当
 会場地市町担当課
 県体育協会

実施計画作成及び運営
 ・実施要項及びプログラム作成
 ・大会運営経費、役員、補助員
 競技施設、設備、競技用具

○ 高校生活動専門部会

- 会長 高等学校長協会副会長
 副会長 高体連役員
 委員 高文連役員
 私学協会役員
 高校各関係教育研究会会長
 特別支援学校長会会長
 高校教育課担当
 私学課担当

高校生活動推進委員会の設置
 ・大会PRイベント開催
 ・大会運営補助

○ 式典専門部会

- 会長 高文連役員
 副会長 高等学校長協会副会長
 委員 高体連役員
 私学協会役員
 高文連代表及び式典演技分科会長
 県高校農業教育研究会代表
 高校教育課担当
 私学課担当

総合開会式の全体計画作成
 ・総合開会式の音楽、放送、
 公開演技、装飾等

2018 彩る感動 東海総体
 翔へ誰よりも高く 東海の空へ



県高等学校文化連盟

各専門部門

平成28年6月～10月

高校生活動推進委員会 準備委員会

公募による学校推薦生徒及び顧問

- ・中国総体及び南東北総体300日前イベント視察
- ・高校生活動推進委員会の設置

平成28年10月～平成30年10月

高校生活動 推進委員会

北・中・南地区推進委員会
 各学校推進委員会(68校)

- ・各校独自の企画・運営による自主的な活動
- ・県・会場地市町実行委員会からの要請に対する支援活動

県高等学校体育連盟

各競技専門部



平成30年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

県名	競技種目	会場 市町名	競技会場	7月							8月																		
				26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月
三重県	総合開会式	伊勢市	三重県営サンアリーナ							◎																			
	陸上競技	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場								■	●	●	●	◆														
	水泳(水球)	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場																						■	●	●	◆	
	バレーボール	男子	伊勢市	三重県営サンアリーナ 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	○	●	●	●																					
		女子	津市	三重県総合文化センター サオリーナ 津市立芸濃中学校						○		●	●	●	◆														
	ソフトテニス	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場						○	●	◆	○	●	●	◆														
	ハンドボール	津市	三重県総合文化センター	○																									
			サオリーナ		●	●	●	●	●	◆																			
			安濃中央総合公園内体育館 三重県立津高等学校		●	●																							
	サッカー	男子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館		●	●	●																					
			鈴鹿市	鈴鹿市民会館													○												
			鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 メイングラウンド													●	●											
			鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 第2グラウンド													●	●	●										
			鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 第4グラウンド													●	●	●										
			四日市市	四日市市中央緑地陸上競技場 四日市市中央緑地新サッカー場(1・2)(仮称)													●	●	●										
			伊勢市	伊勢フットボールヴィレッジ(A・Bピッチ) 伊勢フットボールヴィレッジ(Cピッチ)													●	●	●										
	伊賀市	上野運動公園競技場													●	●	●												
	ソフトボール	熊野市	山崎運動公園 熊野市総合グラウンド							○	●	●	●	◆		○	●	●	●	◆									
	柔道	津市	サオリーナ													■	●	●	●	◆									
	剣道	伊勢市	三重県営サンアリーナ														○	●	●	◆									
	レスリング	津市	メッセウイング・みえ										■	●	●	◆													
	テニス	四日市市	四日市ドーム							○	●	●	●	●	●	◆													
			霞ヶ浦緑地テニス場(仮称) 三滝テニスコート								●				●														
	登山	菟野町	三重県立菟野高等学校/菟野町町民センター 三重県民の森(幕营地)									■																	
			鈴鹿山脈(三池岳、釈迦ヶ岳、国見岳、御在所山、鎌ヶ岳)										●	●	●	●													
	ウエイトリフティング	亀山市	亀山市文化会館 西野公園体育館							○		●	●	●	◆														
なぎなた	津市	津市久居体育館												■	●	◆													

◎:総合開会式
●:競技

○:競技種目別開会式
◆:競技終了後閉会式

■:競技種目別開会式後競技
□:閉会式

26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

県名	競技種目	会場地 市町名	競技会場	7月							8月																			
				26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
岐阜県	ボクシング	岐阜市	OKBぎふ清流アリーナ							○	●	●	●	●	●	◆														
	ホッケー	各務原市	川崎重工ホッケースタジアム		○	●	●	●	●	◆																				
	空手道	岐阜市	岐阜メモリアルセンター で愛ドーム									○	●	●	◆															
	アーチェリー	高山市	中山公園陸上競技場							○	●	●	◆																	
	カヌー	海津市	長良川国際レガッタコース								○	●	●	●	◆															
静岡県	体操	体操競技	静岡市	静岡県草薙総合運動場体育館(このはなアリーナ)									○	●	●	◆							○	●	◆					
		新体操																												
	サッカー	女子	藤枝市	藤枝市民会館						○																				
				藤枝総合運動公園サッカー場							●	●		●	◆															
				藤枝総合運動公園陸上競技場							●																			
				藤枝総合運動公園多目的広場人工芝広場							●																			
			藤枝市民グラウンドサッカー場							●	●		●																	
	バドミントン		浜松市	浜松アリーナ										○	●	●	●	●	◆											
				浜松市浜北総合体育館(グリーンアリーナ)												●	●	●												
	相撲		沼津市	ふじのくに千本松フォーラム「プラサヴェルデ」									■	●	◆															
弓道		袋井市	小笠山総合運動場公園エコパアリーナ									■	●	●	◆															
自転車競技	ロード	伊豆市	日本サイクルスポーツセンター5キロサーキットコース																											
	トラック		日本サイクルスポーツセンター333メートルトラック、日本競輪学校									○	●	●	●															
愛知県	水泳	競泳	名古屋市	日本ガイシスポーツプラザガイシアリーナ																						■	●	●	◆	
		飛込																									■	●	●	◆
	バスケットボール	男子	一宮市	一宮市総合体育館							○	●	●	●	●	●	◆													
		男子	名古屋市	愛知県体育館								●	●																	
		女子	小牧市	パークアリーナ小牧							○	●	●	●	●	●	◆													
	卓球		豊田市	スカイホール豊田								○	●	●	●	●	◆													
	ボート		東郷町	東郷町総合体育館				○																						
				愛知池漕艇場				●	●	●	◆																			
フェンシング		知多市	知多市勤労文化会館							○																				
			知多市民体育館									●	●	●	◆															
少林寺拳法		西尾市	西尾市総合体育館									■	●	◆																
和歌山県	ヨット	和歌山市	和歌山セーリングセンター																						○	●	●	◆		

◎: 総合開会式
 ○: 競技種目別開会式
 ●: 競技
 ◆: 競技終了後閉会式
 ■: 競技種目別開会式後競技
 □: 閉会式

2 平成 32 年度全国中学校体育大会の開催について

(1) これまでの経緯と開催競技決定に向けた動き

当大会については、平成 27 年 3 月、公益財団法人日本中学校体育連盟において、東海ブロックでの開催が決定されました。

また、平成 28 年 5 月、東海中学校体育連盟（以下「東海中体連」という。）が理事（評議員）会を開催し、開催競技案を決定しました。

この開催競技案は、東海中体連から公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「同連盟」という。）へ報告され、平成 29 年 6 月 1 日（木）・2 日（金）に開催される同連盟理事・評議員会において、正式決定される見通しです。

本県では、16 競技のうち、バスケットボール、サッカー、体操競技、陸上競技の 4 競技の開催を予定しています。

【各県開催競技案】

三重県	バスケットボール	サッカー	体操競技	陸上競技
愛知県	水泳競技	バドミントン	ソフトボール	相撲
静岡県	バレーボール	ソフトテニス	卓球	柔道
岐阜県	ハンドボール	軟式野球	新体操	剣道

(2) 今後の対応方針

開催競技の決定を受けた後、本県で開催予定の 4 競技について、会場地市町との調整等、大会開催準備に向けた三重県中学校体育連盟の取組を支援していきます。

また、県スポーツ推進局や競技団体と連携しながら、平成 30 年度開催のインターハイや平成 33 年開催の「三重とわか国体」・全国障害者スポーツ大会「三重とわか大会」とともに、本大会の開催が三重の子どもたちの活躍と本県のスポーツ推進につながるよう準備を進めていきます。

17 文化財の保存・活用

1 現状

(1) 文化財の件数

我が国の文化財は、特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。文化財は貴重な国民共有の財産として、有効に保存、活用を図る必要があります。

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、平成29年4月末現在、1,124件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,789件、埋蔵文化財が約14,000か所あります。

(平成29年4月30日現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	188	354	542	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	10	61	71	生業、民俗芸能等
記念物	84	166	250	遺跡、庭園、動物、植物等
伝統的建造物群保存地区ほか	247	11	258	登録有形文化財を含む
合計	530	594	1,124	

(2) 文化財の保存・活用への対応

① 文化財の指定等

県教育委員会では、本県にとって重要な文化遺産について、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定等を行っています。平成28年度は、有形文化財6件を新たに指定しました。

② 文化財の保存・活用

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復を要する文化財については、国および県の補助により、所有者を支援しています。

<地域文化財総合活性化事業（県単）>

文化財の修復・整備等の保存事業と、文化財の公開・企画展示等の活用事業もしくは文化財防災計画の策定等の防災事業を組み合わせることで、文化財を活かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	県補助額	補助率
平成28年度	43件	102,609千円	国指定：県10%以内（国50%） 県指定：県50%以内
平成29年度	39件（予定）	90,000千円（予算）	

2 課題

文化財には、経年劣化により修復を必要とするものの増加や、過疎化・高齢化等に伴う後継者不足、防災対策など多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。それに伴って、行政による財政的・技術的支援の必要性が増しています。

また、地域住民を中心としたさまざまな人々が参画することで、文化財を貴重な地域の歴史的資産として守り、積極的に活用することが求められています。

3 今後の対応

(1) 文化財を、単なる過去の遺産ではなく、人づくり・まちづくりの核となる生きた財産として活用していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。平成29年度においても、「地域文化財総合活性化事業」および国等の事業を有効に活用し、文化財の保存と活用を支援するとともに、積極的な情報発信と公開を促進していきます。

(2) 鳥羽・志摩の海女習俗については、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として、平成29年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。今後は、海女保存会と連携して、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き海女習俗の映像記録を作成するなど国内外の認知度が高まるよう情報発信を進めていきます。

また、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」をはじめとする県内の無形の文化財について、多言語ガイドの作成や記録作成のための指針の策定を行い、保存・継承・活用を図ります。

1.8 教員の資質向上

1 キャリアステージに応じた研修の充実

近年の社会状況や子どもたちの変化等を背景に、教職員に求められる資質・能力の幅は拡大してきています。

このことに的確に対応し、子どもたち一人ひとりの可能性を十分に引き出すことができるよう、教職員のキャリアステージと職種に応じた研修を効果的・効率的に実施します。

(1) 実践的指導力向上

①初任者研修

- ・教職に対する情熱と使命感および教育公務員としての自覚を高め、学習指導や生徒指導に関する基礎的・実践的な力を習得
基礎的素養、教科指導、児童生徒理解、学校経営・学級経営、生徒指導、防災教育等

②教職2～3年次研修

- ・今日的な教育課題や自己の教育課題について最新の知見や対応方策に関する知識を習得し、基本的な実践的指導力を向上
社会体験研修2日、教育課題別研修6単位（原則2年間）

③教職6年次研修

- ・知識や経験に基づく実践力を高め、授業の改善を重視しながら、優れた授業力を習得
生徒指導、防災教育、人権教育、学校経営・学級経営等

④教職経験11年次研修

- ・専門性および授業力の向上など教員としての力量を高め、学校全体を見通した教育活動を展開するリーダーとしての力を習得
生徒指導、人権教育、学校・学級経営、防災教育等

⑤授業実践研修

- ・教職経験年数の異なる教員（初任・教職6年次・教職経験11年次）で校種別・教科別の研修班を構成し、1年を通して、継続的な相互研さんによる授業改善を図り、若手・中堅教員の授業力を向上

⑥その他職種研修

- ・養護教諭研修、栄養教諭研修、幼稚園等教員研修

⑦採用前研修（参加は任意）

- ・教育公務員としての意識の醸成を図り、教育に対する情熱、使命感を養うため、教職等に関する基礎的な知識を習得
マナーに関する講義や演習、職種・校種別の講義、グループ協議

(2) マネジメント力等の向上

①管理職研修

- ・新任の校長・教頭を対象に、学校経営の最高責任者若しくは校務全般の実務の中心としての職責を自覚し、特色ある学校づくりを行う能力を習得
学校経営、スクールコンプライアンス、メンタルヘルスマネジメント等

②主幹教諭等研修

- ・新任の主幹教諭・指導教諭を対象に、組織のミドルリーダーとして中核を担うため、今日的な教育課題に対応できる学校マネジメント力を習得

③学校事務職員研修

- ・より質の高い教育活動が各校で展開できるよう、専門的能力を活用した学校マネジメント力の向上を習得

④学校改善活動（学校マネジメント）研修

- ・管理職をはじめとした全ての教職員を対象に、学校改善活動に関する研修を実施し、学校マネジメント力を向上

2 多様な教育課題への対応

学力の向上、いじめや不登校への対応、障がいのある子どもたちへの対応等、教育課題は多様化・複雑化しています。また、新学習指導要領に示されている、主体的・対話的で深い学びの実現やプログラミング教育への対応、グローバル化に対応した英語教育等が求められています。

このような情勢をふまえ、多様な教育課題に対応した教育を実践できるよう、教職員の専門性の向上を図る研修を実施します。

(1) 学力の向上と新学習指導要領等への対応

- ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が進むよう、「教科等研修」「授業実践研修」「授業研究推進リーダー育成研修」等において、アクティブ・ラーニングの視点を大切にしたり、より実践的な研修を実施します。
- ②総務省の「『若年層に対するプログラミング教育の普及推進』事業」の委託を受け、小中学校の教員を対象に「プログラミング的思考の育成」等の研修を実施します。また、体験的な活動をとおして、児童生徒の「プログラミング的思考」の育成を図るため、実証校を指定し、実践的な検証を行います。
- ③英語教育推進リーダー中央研修の内容を普及する「英語教育推進研修」を継続するとともに、文部科学省の「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託を受け、教員の英語力向上、授業力向上、CAN-DOリストに関する研修等を実施します。
- ④「授業中にICTを活用して指導する能力」を高めるため、市町教育委員会と連携しながら、情報等担当者を対象に「教員ICT活用指導力向上講習会」を継続実施します。

(2) 子どもたちが自他の命と人権を大切にす教育支援の充実

- ①子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、不安や葛藤など内面の感情に寄り添った支援ができるよう、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修、教育相談に携わる教職員が相互につながり地域のネットワークを広める研修を実施します。
- ②複雑化・多様化する子どもの心の問題解決に向け、子ども、保護者、教育関係者等を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）等による専門的教育相談を実施します。
- ③毎日24時間対応の「いじめ電話相談」を実施し、子どもや保護者のいじめに関する悩みに応えます。

3 「育てる文化」の醸成、国や市町等の教育機関との連携・協働

教員の大量退職・大量採用等により、従来、学校において自発的に行われてきた先輩から若手への知識・技術等の伝達が困難となってきました。また、様々な教育課題に対応しているため、学校を離れて研修を受けることや子どもと触れ合う時間の確保が難しくなっています。

こうした状況をふまえ、教職員・学校が意欲的・主体的に教育活動に取り組むための支援の充実を図ります。

(1) 組織的・継続的な校内研修の推進

組織的・継続的な校内研修の推進を支援するため、「授業研究推進リーダー育成研修」や「授業力向上支援出前研修」を実施し、授業力の向上につなげます。

(2) 長期休業を利用した研修の実施や地域・学校での研修の実施

①ブロック別研修

- ・16の市町等教育研究所等との共催で、各地域の教育課題に即した研修を実施します。本年度は、小学校英語を重点課題とし、その他、学力向上、授業づくり等のカテゴリの研修を実施

②ネットDE研修

- ・さまざまな教育課題に対応した研修教材をインターネット回線を利用して配信し、勤務校等で任意の時間に繰り返し研修する機会の確保
- ・悉皆研修や集合研修の事前研修としてネットDE研修を組み入れるなど、効果的・効率的な実施の推進

(3) 独立行政法人教職員支援機構との連携による研修

- ①「政府関係機関の地方移転」の一環として、従来、独立行政法人教職員支援機構が実施していた「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を本年度から本県で実施します。

②新しい学習指導要領において求められる学びについて理解を深め、授業力の向上につなげる「次世代型教育推進セミナー」を、教職員支援機構と連携して実施します。

4 教員の資質向上に関する指標の策定

教育公務員特例法の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）により、教員等の任命権者である教育委員会は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を設置して協議し、校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）を定めるとともに、指標に基づく教員研修計画を策定することとされました。

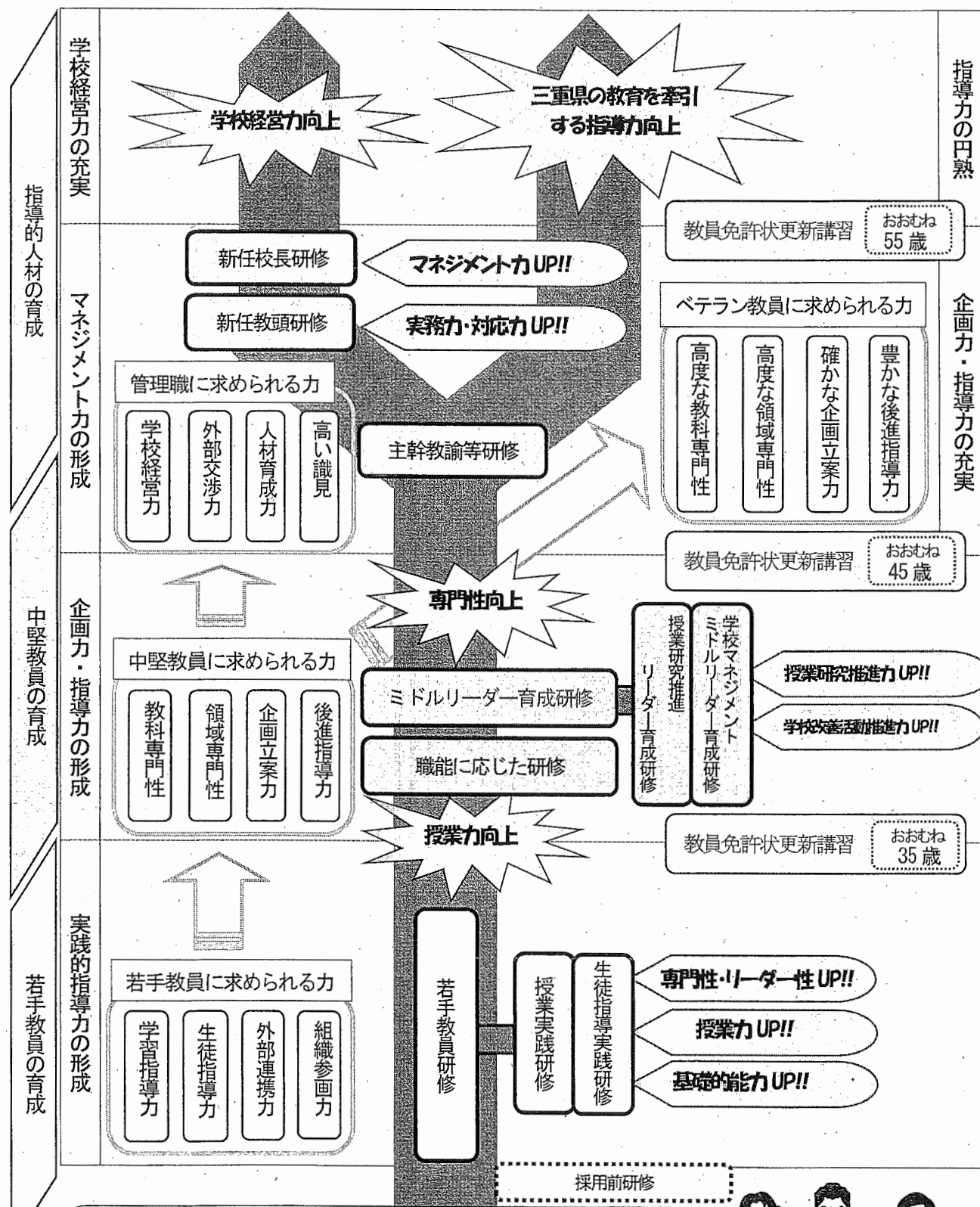
（1）協議会

県教育委員会、教員養成課程を置く関係大学、市町教育長会、校長会、PTA 連合会、学識経験者等で構成する「三重県教員育成協議会（仮称）」を設置し、教員がライフステージごとに身に付けるべき資質や能力を明確にした指標の策定やその他必要な事項にかかる協議を行い、本年度中に指標を策定します。

（2）教員研修計画

指標を踏まえ、県教育委員会において毎年度、教員研修計画を策定し、研修を実施します。

学び続ける教員の育成（平成29年度版）



- 【教員に求める資質】 「教育に対する情熱と使命感」
 「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」
 「自立した社会人としての豊かな人間性」
- 【人材育成のポイント】 「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」

